

2026 年度

# 大学院医療科学研究科 学生便覧

藤田医科大学大学院医療科学研究科

# 目 次

医療科学研究科 沿革・目的・教育目標	1
大学院医療科学研究科の3方針	2
藤田医科大学大学院学則	6
藤田医科大学学位規程	37
藤田医科大学大学院医療科学研究科学費等減免規程	46
藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程	48
藤田医科大学大学院医療科学研究科科目等履修生規程	52
大学院医療科学研究科 履修要領	53
研究指導計画	58
修得単位数・教育課程表	62
学位論文審査手続要領	69
学位論文における評価の考え方	71
修士論文作成要領	73
フォーマット	76
博士論文作成要領	80
フォーマット	83
博士後期課程 学位授与申請手続について	85
申請書類及び届出書類一覧	
1. 学位論文審査申請書（様式療-1）	87
2. 学位論文審査及び最終試験委員候補者名簿（様式療-3）	88
3. 学位論文審査及び最終試験結果報告書（様式療-4）	89
4. 授業科目履修変更届（様式療-5）	90
5. 履修科目申告票（様式療-6）	91
6. 授業料減額制度適用申請書（様式療-7）	92
7. 長期履修学生制度適用申請書（様式療-8）	93
8. 長期履修期間変更申請書（様式療-9）	94
9. 論文目録（様式療-10）	95
10. 履歴書（様式療-11）	96
11. 学位論文審査申請書（様式療-12）	97
12. 研究指導計画書（様式療-13）	98
13. 研究実績報告書（様式療-14、15）	99
14. 医療科学セミナー 出席認定・振替認定 申請書（様式療-16）	103
15. 転学願書（様式療-17）	104
16. 転専攻分野・転指導教員願書（様式療-18）	105
17. 転指導教員理由書	106
18. 科目等履修生入学願書（様式療-19）	107
19. 休学願・退学願・復学願・改姓(名)届	108
20. 本籍地変更届・保証人変更届・保証人住所変更届	109

## 医療科学研究科 沿革・目的・教育目標

### 【医療科学研究科の沿革】

2001年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻(修士課程)が臨床検査学、看護学、医用放射線科学の3領域で開学
2008年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻にリハビリテーション学領域を新設
2012年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻に臨床工学、医療経営情報学の2領域を新設し、6領域の修士課程となる
2014年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻 看護学領域に「急性期・周術期分野」を開設 大学院保健学研究科保健学専攻 臨床検査学領域に「遺伝カウンセリング分野」、看護学領域に「看護教育学分野」を開設
2015年4月1日	大学院保健学研究科医療科学専攻(博士後期課程)が生体情報検査科学分野、医用量子科学分野、リハビリテーション療法科学分野の3分野で新設
2016年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻 看護学領域に「臓器移植コーディネート分野」 医療経営情報学領域に「医療通訳分野」を開設
2017年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻 臨床検査学領域に「レギュラトリーサイエンス分野」を開設
2020年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻 臨床検査学領域に「再生医療分野」、「生殖医療補助分野」を開設 大学院保健学研究科医療科学専攻の再編により、「医療検査科学領域」、「放射線科学領域」、「リハビリテーション科学領域」、「保健医療科学領域」を新設し、「医療検査科学領域」の下に「生体情報検査科学分野」、「放射線科学領域」の下に「医用量子科学分野」、「リハビリテーション科学領域」の下に「リハビリテーション療法科学分野」、「保健医療科学領域」の下に「保健医療連携学分野」、「保健医療評価学分野」を開設
2023年4月1日	大学院保健学研究科保健学専攻の再編により、臨床検査学領域に「臨床検査学分野」、看護学領域に「精神・地域看護学分野」、「母性・小児看護学分野」、「基礎・統合看護学分野」、医用放射線科学領域に「医用放射線科学分野」、リハビリテーション学領域に「活動科学分野」、「リハビリテーション生体医工学分野」、臨床工学領域に「臨床工学分野」を開設 大学院保健学研究科医療科学専攻 保健医療科学領域を廃止し、「看護医療科学領域 看護融合科学分野」を開設
2024年4月1日	大学院保健学研究科の再編により、医療科学研究科を新設し、修士課程及び博士後期課程それぞれに「生体情報検査科学領域」、「医用量子科学領域」、「医用生体工学領域」を開設

### 目的・教育目標

#### 【医療科学専攻（修士課程）】

医療科学研究科医療科学専攻修士課程は、本学の建学の精神「獨創一理」の理念のもと、本学のビジョンに掲げる人材育成をめざし、高度な知識と科学的根拠に基づいた問題解決のためのアプローチを修得し、個々の患者に最適な医療を提供する医療者及び高度専門職、将来の医療に役立つ独創的な研究開発能力を有した研究者を養成することを目的とする。

#### 【医療科学専攻（博士後期課程）】

医療科学研究科医療科学専攻博士後期課程では、本学の建学の精神「獨創一理」の理念のもと、現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者、指導者を養成することを目的とする。

## 大学院医療科学研究科の3方針

### 1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程においては、4年制大学を修了もしくはそれと同等以上の能力を有するものを対象に、次のような人材を受け入れる。

- (1) 生体情報検査科学、医用量子科学、医用生体工学を基盤として、医療科学分野に深い関心と情熱を持って自ら学び問題を探求するもの
- (2) 自分の研究テーマを深く理解し、新たな発見に向かって努力を怠らないもの
- (3) 医療科学の各領域における高度専門職や個々の患者に最適な医療を提供する良き医療人を目指すもの
- (4) 研究者として、医療科学の各領域の発展のためのグローバルな社会貢献を目指すもの

本研究科の教育理念・目標に合致した学生を選抜するために、以下の通り入学者選抜を実施する。

#### (1) 一般選抜

- ・ 志願する専門分野に関する専門科目、面接から、上記(1)-(3)に関する能力および資質を評価する。
- ・ 英語試験から、上記(4)に関する基礎的な語学力を評価する。

#### (2) 社会人特別選抜

- ・ 志願する専門分野に関する専門科目と当該分野の課題に対する小論文、面接から、上記(1)-(3)に関する能力および資質を評価する。
- ・ 英語試験から、上記(4)に関する基礎的な語学力を評価する。

・ 性、人種、宗教、性的指向、社会経済的地位、身体能力の如何によって、入学に関する優先性が影響されることはありません。

・ 禁煙への取り組み

藤田医科大学では、人々の健康を守る医療職者を育成する大学として、入学者は喫煙しないことを約束できる方とします。

医療科学研究科 医療科学専攻 博士後期課程においては、大学等を卒業し、大学院修士課程もしくは博士前期課程を修了もしくはそれと同等以上の能力を有するものを対象に、次のような人材を受け入れる。

- (1) 医療科学を基盤とする各領域において、科学的根拠を探求し様々な課題を解決するために研究を志すもの
- (2) 研究テーマに関する新たな知見や技術の開発を通して真理を探究する熱意のあるもの
- (3) 先進技術を取り入れ、革新的な研究成果を世界に向けて発信する意欲のあるもの
- (4) 研究成果を社会に還元し、医療科学の発展に寄与しようとする意欲の高い教育者、研究者、指導者を志すもの

本研究科の教育理念・目標に合致した学生を選抜するために、以下の通り入学者選抜を実施する。

- ・ 提出書類および志願する専門領域に関する口述試験から、上記(1)-(4)に関する能力および資質を評価する。
- ・ 英語試験から、上記(3)に関する基礎的な語学力を評価する。

・性、人種、宗教、性的指向、社会経済的地位、身体能力の如何によって、入学に関する優先性が影響されることはありません。

・禁煙への取り組み

藤田医科大学では、人々の健康を守る医療職者を育成する大学として、入学者は喫煙しないことを約束できる方とします。

## 2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程は、「生体情報検査科学」「医用量子科学」「医用生体工学」の3専門領域を設ける。それぞれの領域においてディプロマ・ポリシーに掲げる5つの力を修得させるために、以下に示した教育課程編成方針に基づきコースワークとリサーチワークを体系的に配置する。コースワークは、専門科目と共通科目からなり、講義・演習などを適切に組み合わせ、専門知識や技術、実践能力の効果的な修得につながる授業を行う。リサーチワークは、特別研究によって、課題の設定・解決、研究推進、高度専門職に必要な能力の修得につながる研究活動を行う。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

### (1) 教育内容

(1-1) 生体情報検査科学領域においては、以下のように科目を配置する。

・医療の変化に対応できる優れた検査科学者を育成し、研究者、指導者へと発展しうる人材を育成するために、「生体情報検査科学特論Ⅰ・Ⅱ」、「生体情報検査科学演習」、「生体情報検査科学特別研究」、「遺伝カウンセリング演習」、「遺伝カウンセリング実習」、「遺伝カウンセリング特別研究」「生殖補助医療特論」「生殖補助医療演習Ⅰ・Ⅱ」「生殖補助医療特別研究」などを配置する。

(1-2) 医用量子科学領域においては、以下のように科目を配置する。

・急速に発展する技術に的確に対応でき、さらに高精度かつ安全な放射線医療の臨床応用の開発に貢献できる研究者、指導者へと発展しうる人材を育成するために、「医用量子科学特論」、「医用量子科学演習」、「医用量子科学特別研究」、「医学物理学特論」、「総合医理工学特論」、「医学物理学演習」、「医学物理学臨床実習」、「医学物理学特別研究」などを配置する。

(1-3) 医用生体工学領域においては、以下のように科目を配置する。

・技術革新を担う優れた医科学系研究者や工学系技術者を育成し、研究者、指導者として活躍できる人材を育成するために、「医用生体工学特論Ⅰ・Ⅱ」、「医用生体工学演習」、「医用生体工学特別研究」などを配置する。

### (2) 教育方法

・高度専門職業人としての知識と技術、臨床判断力やマネジメント力を修得するために、少人数授業体制による双方向性の教育を実施する。

・課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を取り入れたアクティブラーニングを促進する。

・研究遂行や、論文発表の際のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を修得するために指導教員がきめ細やかに研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

・最新の研究動向を理解するために、各領域の専門家による医療科学セミナーを開講する。

### (3) 評価とフィードバック

・各科目のシラバスに記載された到達目標に基づき、学生の行ったプレゼンテーションや成果物に対して、教員の解説や改善案などのフィードバックを行う。

- ・年度毎に提出する研究指導計画書や研究実績報告書に基づき、担当学生の取り組みに対して指導教員がフィードバックを行う。
- ・修士論文審査や修士論文発表会において、研究遂行能力や倫理観、論理展開、論文執筆力、プレゼンテーション能力が身につけているかを評価する。
- ・教育課程が有効に機能していることを確認することを目的に、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つのポリシーに基づく学位プログラムの成果を把握・評価し、教育の改善に役立てる。

医療科学研究科 医療科学専攻 博士後期課程にあつては、ディプロマ・ポリシーに掲げる3つの力を修得させるために、「生体情報検査科学」「医用量子科学」「医用生体工学」の3専門領域を設け、以下に示した教育課程編成方針に基づきコースワークとリサーチワークを体系的に配置する。コースワークは、専門科目と共通科目からなり、講義・演習などを適切に組み合わせ、高度な専門知識や技術、実践能力の効果的な修得につながる授業を行う。リサーチワークは、特別研究によって、課題の設定・解決、国内外への研究成果の発信能力及び先進的な技術の活用に必要な能力の修得につながる研究活動を行う。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

### (1) 教育内容

(1-1) 生体情報検査科学領域においては、以下のように科目を配置する。

- ・研究を通して、医療の変化に対応できる優れた検査科学者を育成し、教育者、研究者、指導者を輩出するために、「生体情報検査科学特論」、「生体情報検査科学演習」、「生体情報検査科学特別研究」を配置する。

(1-2) 医用量子科学領域においては、以下のように科目を配置する。

- ・研究を通して、急速に発展する技術に的確に対応でき、さらに高精度かつ安全な放射線医療の臨床応用の開発に貢献できる教育者、研究者、指導者を輩出するために、「医用量子科学特論」、「医用量子科学演習」、「医用量子科学特別研究」を配置する。

(1-3) 医用生体工学領域においては、以下のように科目を配置する。

- ・研究を通して、さらなる技術革新を推進できる優れた医科学系研究者や工学系技術者を育成し、教育者、研究者、指導者を輩出するために、「医用生体工学特論」、「医用生体工学演習」、「医用生体工学特別研究」を配置する。

### (2) 教育方法

- ・教育者、研究者、指導者として高度な専門的知識を獲得するとともに、研究課題の設定、研究計画の立案、実験・調査・解析の遂行、論文の作成といった一連の研究活動を推進できるよう個別指導する。

- ・課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を取り入れたアクティブラーニングを促進する。

- ・国際化を推進するため、英語による講義や議論を行う。

- ・研究遂行や、論文発表の際のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を修得するために指導教員がきめ細やかに研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

### (3) 評価とフィードバック

- ・各科目のシラバスに記載された到達目標に基づき、学生の行ったプレゼンテーションや成果物に対して、教員の解説や改善案などのフィードバックを行う。

- ・年度毎に提出する研究指導計画書や研究実績報告書に基づき、担当学生の取り組みに対して指導教員がフィードバックを行う。

- ・博士論文審査や博士論文発表会において、研究遂行能力や倫理観、論理展開、論文執筆力、プレゼンテーション能力が身につけているかを評価する。

- ・教育課程が有効に機能していることを確認することを目的に、ディプロマ・カリキュラム・ア

ドミッションの3つのポリシーに基づく学位プログラムの成果を把握・評価し、教育の改善に役立てる。

### 3. 卒業認定基準（ディプロマ・ポリシー）

医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程にあつては所定の年限以上在籍して、教育の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験において、以下の能力を身につけていることを学位認定の基準とする。

(1) 課題を設定する力

・幅広い視野に立った学識を備え先行研究を深く理解し、医療・生命科学に関する課題を自ら考え設定できる力を身につけている。

(2) 連携する力

・産官学民連携・異分野連携なども行いながら問題解決できる力を身につけている。

(3) 研究を推進できる力

・将来の医療の進むべき独創的な研究を推進する力を身につけている。

(4) 職能を拡大できる力

・医療ニーズに基づいた研究を推進することでその知見を社会に還元し、職能を拡大できる力を身につけている。

(5) 高度専門職として活躍できる力

・個々の患者に最適な医療を提供する医療職、医療ニーズに基づいた研究開発を行う企業研究職、細胞検査士、医学物理士、臨床研究コーディネーター、遺伝カウンセラー、胚培養士、細胞培養士などの高度専門職として活躍できる力を身につけている。

医療科学研究科 医療科学専攻 博士後期課程にあつては所定の年限以上在籍して、教育の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、論文審査及び最終試験において、以下の能力を身につけていることを学位認定の基準とする。

(1) グローバルに活躍できる力

・医療や社会の変化を見据え、革新的な研究成果を世界に向けて発信し、国内外で活躍できる力を身につけている。

(2) 連携する力

・産官学民連携・異分野連携に基づき先進技術を駆使しながら研究課題を解決し、得られた研究成果を広く発信できる力を身につけている。

(3) 未来を創造する力

・医療技術革新により未来を創造し、多様性のある次世代医療者を養成する力を身につけている。

# 藤田医科大学大学院学則

昭和53年規程第1号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和8年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。

- (1) 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること
- (2) 医療科学研究科は、本学の建学の精神「独創一理」の理念のもと、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究を推進するとともに、革新的なイノベーションにより基礎・臨床研究で成果を挙げ、国内外で活躍できる医療者、研究者及び教育者を養成すること
- (3) 保健学研究科は、高度な知識と科学的思考に基づき、地域保健福祉・医療現場と協働しながら問題が解決できる資質と、高い倫理観を有した高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること

### (自己点検・評価及び認証評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2. 本大学院は、自らの点検、評価の結果及び学校教育法（昭和26年法律第26号）に基づく認証評価機関による評価の結果を踏まえて、不断の見直しを行う。
3. 第1項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

## 第2章 大学院の組織

### (研究科)

第2条 本大学院に医学研究科、医療科学研究科及び保健学研究科を置く。

### (大学院及び専門職大学院の課程)

第3条 医学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程、医療科学研究科に修士課程及び博士後期課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。

2. 専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(各課程の人材の養成に関する目的)

第3条の2 医学研究科修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研究者及び医療従事者を育成することを目的とする。

2. 医学研究科博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3. 医学研究科専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づく、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。

4. 医療科学研究科修士課程は、高度な知識と科学的根拠に基づいた問題解決のためのアプローチを修得し、個々の患者に最適な医療を提供する医療者及び高度専門職、将来の医療に役立つ独創的な研究開発能力を有した研究者の育成を目的とする。

5. 医療科学研究科博士後期課程は、現代医療の高度化、複雑化及び多様化に幅広く対応するために、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。

6. 保健学研究科修士課程は、すべての人に健康と福祉を届け、専門職連携協働、全人的ケア及び治療を実現するため、高度な知識と科学的思考を有する研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。

7. 保健学研究科博士後期課程は、新たな保健学研究の創発を通して我が国の学術研究の発展に貢献し、保健学の状況の変化にも即応できる高度な専門性を有する、地域的、国際的な高度専門職業人、教育者、研究者の育成を目的とする。

(専攻)

第4条 医学研究科修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 医科学領域

2. 医学研究科博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 基礎医学領域

(2) 臨床医学領域

3. 医学研究科専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 病院経営学・管理学領域

4. 医療科学研究科修士課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 生体情報検査科学領域

(2) 医用量子科学領域

(3) 医用生体工学領域

5. 医療科学研究科博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

- (1) 生体情報検査科学領域
  - (2) 医用量子科学領域
  - (3) 医用生体工学領域
6. 保健学研究科修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。
- (1) 看護学領域
  - (2) リハビリテーション学領域
7. 保健学研究科博士後期課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。
- (1) 看護学領域
  - (2) リハビリテーション科学領域

(教員)

第5条 研究科ごとに研究指導及び授業を担当する教員を置く。なお、設置する教員については別に定める。

2. 必要に応じ研究推進本部又は橋渡し研究支援人材総合教育・育成センターに所属する教授等を、これに充てることができる。

(研究科長)

第6条 研究科ごとに研究科長を置き、各々の研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、学部長が、本大学院が定める担当教員ではない場合は、当該研究科の担当教員のうちから、学長が指名する。

(全学教学運営委員会)

第7条 本大学院において、管理運営に関する重要な事項については、全学教学運営委員会にて審議する。

2. 全学教学運営委員会の管理及び運営に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条 研究科ごとに研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、医療科学研究科及び保健学研究科においては専門分野担当教授（以下併せて、担当教授という）をもって構成する。

2. 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。
4. 研究科委員会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項につい

て審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

### 第3章 修業年限及び在学期間並びに収容定員

(修業年限)

第9条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも3年以上在学しなければ課程修了は認められない。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士課程 4年
- (3) 専門職学位課程 1年6月

2. 医療科学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

3. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

4. 学長は、医療科学研究科又は保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科の研究科委員会に意見を求めることができる。

5. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。

(在学期間)

第10条 在学期間は、次の各号に掲げる研究科及び課程ごとに当該各号に掲げる年数を超えることはできない。

- (1) 医学研究科修士課程 4年
- (2) 医学研究科博士課程 8年
- (3) 医学研究科専門職学位課程 3年
- (4) 医療科学研究科修士課程 4年
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 6年
- (6) 保健学研究科修士課程 4年
- (7) 保健学研究科博士後期課程 6年

(収容定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	5名	10名				
	医学専攻			52名	208名		
	病院経営学・ 管理学専攻					10名	20名
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医療科学研究科	医療科学専攻	25名	50名	4名	12名
	計	25名	50名	4名	12名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健学研究科	保健学専攻	25名	50名	6名	18名
	計	25名	50名	6名	18名

#### 第4章 学年、学期及び休業日

##### (学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、次の各号に掲げる場合の学年は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 秋期入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終る
- (2) 医学研究科専門職学位課程第2学年 4月1日に始まり、同年9月30日に終る

##### (学期)

第13条 学年を次の前期又は春期、後期又は秋期の2期に分ける。

前期／春期 4月1日から9月30日まで

後期／秋期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の学期の呼称は、各研究科において定める。
3. 前項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、全学教学運営委員会の議を経て、前期／春期の終了日又は後期／秋期の開始日を変更することができる。

##### (休業日)

第14条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
  - (3) 本学開学記念日（10月10日）
  - (4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日（6月11日）
  - (5) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
  - (6) 夏季休業 7月下旬から9月下旬までの間で各研究科にて定める。
  - (7) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで
2. 学長は、必要により休業日を変更することができる。
3. 前各項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる休業日に授業を行うことができる。

## 第5章 入学、休学、復学、転分野、転学、退学、再入学及び除籍

(入学期)

第15条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 研究科を問わず修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
  - (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者
  - (8) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (9) 研究科の個別の資格審査により第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた22歳以上の者
2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学部（医学科に限り、第4号において同じ）、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者
  - (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (4) 医学研究科において第1号に掲げる学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3. 医療科学研究科博士後期課程及び保健学研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (7) 医療科学研究科及び保健学研究科において個別の入学資格審査により第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者
4. 医学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 医師免許を有する者
  - (2) 10年以上の実務経験を有する者
  - (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者
  - (4) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者
  - (5) 医学研究科専門職学位課程において個別の資格審査により適切と認めた者

(入学出願手続)

第17条 入学を志願する者は、本大学院指定の入学願書に履歴書、成績証明書、推薦書及び入学検定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

(入学選考)

第18条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 入学選考は、学力試験、面接について行うものとする。ただし、試験の方法は、各々の研究科委員会（以下、各研究科委員会という）がその都度定める。

(入学手続)

第19条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学金及び授業料を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

#### (休学)

第20条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、当該休学を希望する者が在籍する研究科の研究科長を経て願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。

#### (休学の期間)

第21条 休学の期間（以下、休学期間という）は、当該年度をまたぐことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

2. 休学期間は在学期間に算入しない。

3. 休学期間は、通算してそれぞれ所属する専攻の修業年限を超えることができない。

#### (復学)

第22条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして復学を願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

#### (転分野)

第23条 学長は、各研究科内における転分野を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することができる。

2. 前項により転分野を希望する者は、所属する担当教授及び転分野先の担当教授の了承を得て、当該研究科長に対し願い出るものとする。

3. 学長は、転分野出願者に対する考査の方法について、その都度決定するものとする。

4. 学長は、第1項の許可をするときは、既に履修した授業科目及び単位数、並びに在学期間について、決定しなければならない。

5. 学長は、第3項及び前項の決定に際しては当該研究科の研究科委員会に意見を求めることができる。

#### (転学)

第24条 学長は、他の大学院への転学を希望するとして、願い出た者がいるときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に転学願を提出するものとする。

2. 学長は、本大学院への転学を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、許可することができる。

3. 学長は、前項の許可をするときは、転学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学期間について、決定しなければならない。

4. 学長は、第2項の許可及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(退学)

第25条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して退学を願い出たときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に退学願を提出するものとする。

(再入学)

第26条 学長は、前条により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、これを許可することができる。

(除籍)

第27条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに授業料を納入しない者
- (2) 第10条に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 病気その他やむを得ない事由により、成業の見込みがないと認められた者

## 第6章 分野、授業科目及び単位数

(分野及び授業科目)

第28条 教育課程は、研究科ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-1、別表2-2、別表3-1、別表3-2のとおりとする。

2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、研究科ごとに研究科委員会において定める。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数の計算は、講義及び演習については15時間又は30時間、実験及び実習については30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

## 第7章 履修方法等

(研究指導及び授業)

第30条 研究科における研究指導は、原則として担当教授（医療科学研究科及び保健学研究科においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担当する。

2. 研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。

3. 前項にかかわらず、教育上有益と研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。

4. 第2項の授業は、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本大学院が定める者に補助させることができる。

5. 本大学院は、前項に定める授業を補助する者（教員を除く）に対し、必要な研修を行うものとする。

（履修方法）

第31条 学生は在学期間中に、研究科ごとの所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。

課程	所定単位数	備考
医学研究科修士課程	30	
医学研究科博士課程	30	
医学研究科専門職学位課程	30	
医療科学研究科修士課程	30	ただし、生体情報検査科学領域遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位
医療科学研究科博士後期課程	14	
保健学研究科修士課程	30	ただし、看護学領域急性期・周術期分野においては57単位
保健学研究科博士後期課程	14	

2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。
3. 担当教授が研究指導上必要と認めるときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。
4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（履修届）

第32条 学生は、前条第1項第2号の規定に従い、担当教授の指導を受けた上、履修しようとする授業科目を選定し、毎学年始めに、担当教授の承認を得て所定の期日までに、各研究科長に届け出なければならない。

（他の大学院における履修）

第33条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生が

他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。

2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 医学研究科修士課程     | 6単位  |
| (2) 医学研究科博士課程     | 6単位  |
| (3) 医療科学研究科修士課程   | 10単位 |
| (4) 医療科学研究科博士後期課程 | 4単位  |
| (5) 保健学研究科修士課程    | 10単位 |
| (6) 保健学研究科博士後期課程  | 4単位  |

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、当該学生が在籍する研究科の研究科委員会に対し意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を限度とし、第33条第2項の規程により修得したのものとして取扱う単位数と合わせて20単位を限度とする。

## 第8章 課程修了の認定

(履修授業科目の認定)

第35条 各授業科目履修の認定は、試験又は研究報告等により授業科目担当教員が、学期末又は学年末に行う。

2. 研究科長は、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対し、追試験を行うことができる。ただし、その時期は研究科長が定める。

(成績の評価)

第36条 授業科目の成績は、合格又は不合格とする。

2. 研究科長は、授業科目に不合格の者に対し、再試験を行うことができる。

(論文の審査及び最終試験)

第37条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。

2. 医療科学研究科における学位論文の審査は、医療科学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

3. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

4. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加える

ことができる。

5. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。

(課程の修了)

第38条 課程の修了日は、学位論文の審査及び最終試験に合格し、学位記が授与された日とする。

## 第9章 学位

(学位授与)

第39条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医科学)の学位を授与する。

2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医学)の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。

3. 学長は、医学研究科専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士(専門職)の学位を授与する。

4. 学長は、医療科学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(医療科学専攻 生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医療科学)の学位を授与する。

5. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおり修士の学位を授与する。

(1) 看護学領域 修士(看護学)

(2) リハビリテーション学領域 修士(保健学)

6. 学長は、医療科学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医療科学)の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

7. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(保健学)の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

(修士課程における在学期間の短縮)

第39条の2 入学前に本大学院又は他の大学院において修得した単位(学校教育法第102

条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む)を本大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により、入学する研究科における修士課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し、1年を超えない範囲で、当該研究科が定める期間在学したものとみなし、学位を授与することができる。ただし、この場合においても、当該課程に、少なくとも1年以上在学するものとする。

(論文博士)

第40条 本大学院の医学研究科の博士課程以外の者で博士(医学)の学位を希望して論文を提出する場合は、藤田医科大学学位規程の定めるところにより、これを受理する。

2. 前項の論文審査は第37条と同様にこれを行い、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することが試問等により確認された者に対し、博士(医学)の学位を授与する。

## 第10章 学費

(入学検定料、入学金、授業料)

第41条 入学検定料、入学金、授業料については別表4、別表5、別表6のとおりとする。

2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。

3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。

(納入期日)

第42条 授業料は、毎年4月(秋期入学者は10月)末日までに納入しなければならない。

2. 研究科長は、授業料を前項に定める期日までに納入しない者には督促し、なお、納入を怠る者には、受講を禁止し、試験を受けさせないことができる。

3. 独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度を利用する者の取扱いについては、別に定める。

(学費の減免)

第43条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の授業料について当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍されたとき 授業料全額

(2) 前条第1項の納入期日までに授業料未納の学生が死亡したとき 授業料全額

(3) 学年の末日までに翌学年の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学年の授業料の半額

## 第11章 外国人学生及び科目等履修生

(外国人学生)

第44条 学長は、第16条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会にて選考の上、入学を許可することができる。

2. 前項により入学を志願する者には、外務省在外公館、又は本邦所在の外国公館の推薦書を求めることができる。
3. 外国人学生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 学長は、授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、当該授業科目に係る研究科の研究科委員会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第1項に定める資格を有する者とする。
3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。
4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(ダブル・ディグリー生)

第46条 学長は、ダブル・ディグリープログラムに参加することを希望する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会の選考を経て、ダブル・ディグリー生として、これを許可することができる。

2. ダブル・ディグリー生の入学資格は、第16条に定める資格を有し、かつ本学と外国等の大学間で締結したダブル・ディグリープログラムに関する要件を満たす者とする。
3. ダブル・ディグリープログラムの実施に必要な事項及びダブル・ディグリー生に関しその他必要な事項に関する規程は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、本大学院学生のうち、人物及び学術が特に優秀な者を表彰することができる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第48条 学長は、本大学院学生が本大学院教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、研究科委員会の調査、審議を経て、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当の理由がなく、出席が常でない者

- (3) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者
4. 懲戒の手続きに関する規程は、別に定める。

## 第13章 補則

(学則の変更)

第49条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

## 附則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。
3. この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。
4. この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。
5. この変更学則は、平成3年7月1日から施行する。  
ただし、第9条は平成4年度から適用する。
6. この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。
7. この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。
8. この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。
9. この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。
10. この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。
11. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。
12. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。
13. この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。
14. この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。
15. この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。
16. この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。
17. この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。
18. この変更学則は、平成26年4月1日から施行する。
19. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
20. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
21. この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。
22. この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。
23. この変更学則は、平成30年4月1日から施行する。
24. この変更学則は、平成30年10月10日から施行する。
25. この変更学則は、平成31年4月1日から施行する。

26. この変更学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
27. この変更学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
28. この変更学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
29. この変更学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
30. この変更学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
31. この変更学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
32. この改正学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の学則は令和 6 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、この学則の改正前の入学者に対しては、従前の例による。

33. この変更学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
34. この変更学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
35. この変更学則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
36. この変更学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 - 1 医学研究科医科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考		
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位			
医 学 研 究 科	医 科 学 専 攻	医 科 学 領 域	共 通 科 目	医科学概論	1	医学セミナー	1			
				人体形態学概論	2	疾患モデル科学	1			
				人体機能学概論	2	医科学演習II	1			
				社会医学概論	2					
				生命科学特論 I	2					
				生命科学特論 II	1					
				医科学基礎演習	6					
			神経発生学	医科学研究 医科学プログレス 医科学演習 I						
			分子病態解析学							
			分子腫瘍学							
			分子病理学							
			ウイルス学							
			分子細胞生理学							
			神経生理学							
			生化学							
			薬理学							
			公衆衛生学							
			予防医学							
			微生物学							
			法医学							
			医学教育学							
医学教育開発学										
難病治療学										
システム医科学										
医用データ科学										
分子細胞生物学										
神経行動薬理学										
腫瘍遺伝子制御学										
先進がん免疫療法学										

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医 学 研 究 科	医学専攻	基礎医学領域	共通科目	医学セミナー (がんプロフェッショナルセミナー)	2	インターンシップ 実習	インターンシップ実習は 1単位とする。 学位論文研究は、専攻 する専門分野で学位論 文に関する研究を行う。
			選択式セミナー	2			
			医学研究プログレス	2			
			学位論文研究	6			
			神経 発生理学	神経発生理学講義 神経発生理学実習	6 12	神経発生理学講義 神経発生理学実習	研究の目的により、選択 科目として他の授業科 目を履修することができる。 修得した単位は、10 単位(講義4単位、実習 6単位)を超えない範囲 で、必修科目に充当で きる。
			分子病態 解析学	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	6 12	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	
			分子 腫瘍学	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	6 12	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	
			分子 病理学	分子病理学講義 分子病理学実習	6 12	分子病理学講義 分子病理学実習	
			ウイルス学	ウイルス学講義 ウイルス学実習	6 12	ウイルス学講義 ウイルス学実習	
			分子細胞 生理学	分子細胞生理学講義 分子細胞生理学実習	6 12	分子細胞生理学講義 分子細胞生理学実習	
			神経 生理学	神経生理学講義 神経生理学実習	6 12	神経生理学講義 神経生理学実習	
			生化学	生化学講義 生化学実習	6 12	生化学講義 生化学実習	
			薬理学	薬理学講義 薬理学実習	6 12	薬理学講義 薬理学実習	
			公衆 衛生学	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	6 12	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	
予防医学	予防医学講義 予防医学実習	6 12	予防医学講義 予防医学実習				
微生物学	微生物学講義 微生物学実習	6 12	微生物学講義 微生物学実習				
法医学	法医学講義 法医学実習	6 12	法医学講義 法医学実習				
医学 教育学	医学教育学講義 医学教育学実習	6 12	医学教育学講義 医学教育学実習				
医学教育 開発学	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習	6 12	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	基 礎 医 学 領 域 臨 床 医 学 領 域	医事法・医療倫理学	医事法・医療倫理学 講義	6	医事法・医療倫理学 講義	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
				医事法・医療倫理学 実習	12	医事法・医療倫理学 実習	
			難病治療学	難病治療学 講義	6	難病治療学 講義	
				難病治療学 実習	12	難病治療学 実習	
			システム医科学	システム医科学 講義	6	システム医科学 講義	
				システム医科学 実習	12	システム医科学 実習	
			医用データ科学	医用データ科学 講義	6	医用データ科学 講義	
				医用データ科学 実習	12	医用データ科学 実習	
			分子細胞生物学	分子細胞生物学 講義	6	分子細胞生物学 講義	
				分子細胞生物学 実習	12	分子細胞生物学 実習	
			神経行動薬理学	神経行動薬理学 講義	6	神経行動薬理学 講義	
				神経行動薬理学 実習	12	神経行動薬理学 実習	
			腫瘍遺伝子制御学	腫瘍遺伝子制御学 講義	6	腫瘍遺伝子制御学 講義	
				腫瘍遺伝子制御学 実習	12	腫瘍遺伝子制御学 実習	
			先進がん免疫療法学	先進がん免疫療法学 講義	6	先進がん免疫療法学 講義	
				先進がん免疫療法学 実習	12	先進がん免疫療法学 実習	
			呼吸器内科学	呼吸器内科学 講義	6	呼吸器内科学 講義	
				呼吸器内科学 実習	12	呼吸器内科学 実習	
			リウマチ・膠原病内科学	リウマチ・膠原病内科学 講義	6	リウマチ・膠原病内科学 講義	
				リウマチ・膠原病内科学 実習	12	リウマチ・膠原病内科学 実習	
			内分泌・代謝内科学	内分泌・代謝内科学 講義	6	内分泌・代謝内科学 講義	
				内分泌・代謝内科学 実習	12	内分泌・代謝内科学 実習	
			腎臓内科学	腎臓内科学 講義	6	腎臓内科学 講義	
				腎臓内科学 実習	12	腎臓内科学 実習	
循環器内科学	循環器内科学 講義	6	循環器内科学 講義				
	循環器内科学 実習	12	循環器内科学 実習				
脳神経内科学	脳神経内科学 講義	6	脳神経内科学 講義				
	脳神経内科学 実習	12	脳神経内科学 実習				
消化器内科学Ⅰ	消化器内科学Ⅰ 講義	6	消化器内科学Ⅰ 講義				
	消化器内科学Ⅰ 実習	12	消化器内科学Ⅰ 実習				
消化器内科学Ⅱ	消化器内科学Ⅱ 講義	6	消化器内科学Ⅱ 講義				
	消化器内科学Ⅱ 実習	12	消化器内科学Ⅱ 実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医学研究科	医 学 専攻	臨 床	先端光学 診療学	先端光学診療学講義	6	先端光学診療学講義	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
				先端光学診療学実習	12	先端光学診療学実習	
		地域診療連携・内科学	地域診療連携・内科学講義	6	地域診療連携・内科学講義		
			地域診療連携・内科学実習	12	地域診療連携・内科学実習		
		総合診療連携・内科学	総合診療連携・内科学講義	6	総合診療連携・内科学講義		
			総合診療連携・内科学実習	12	総合診療連携・内科学実習		
		精神神経科学	精神神経科学講義	6	精神神経科学講義		
			精神神経科学実習	12	精神神経科学実習		
		小児科学	小児科学講義	6	小児科学講義		
			小児科学実習	12	小児科学実習		
		皮膚科学	皮膚科学講義	6	皮膚科学講義		
			皮膚科学実習	12	皮膚科学実習		
		血液内科学	血液内科学講義	6	血液内科学講義		
			血液内科学実習	12	血液内科学実習		
		放射線医学	放射線医学講義	6	放射線医学講義		
			放射線医学実習	12	放射線医学実習		
急性期総合医療・総合内科学	急性期総合医療・総合内科学講義	6	急性期総合医療・総合内科学講義				
	急性期総合医療・総合内科学実習	12	急性期総合医療・総合内科学実習				
病理診断学	病理診断学講義	6	病理診断学講義				
	病理診断学実習	12	病理診断学実習				
臨床栄養学	臨床栄養学講義	6	臨床栄養学講義				
	臨床栄養学実習	12	臨床栄養学実習				
薬物治療情報学	薬物治療情報学講義	6	薬物治療情報学講義				
	薬物治療情報学実習	12	薬物治療情報学実習				
脳神経外科学	脳神経外科学講義	6	脳神経外科学講義				
	脳神経外科学実習	12	脳神経外科学実習				
小児外科学	小児外科学講義	6	小児外科学講義				
	小児外科学実習	12	小児外科学実習				
総合消化器外科学	総合消化器外科学講義	6	総合消化器外科学講義				
	総合消化器外科学実習	12	総合消化器外科学実習				
先端ロボット・内視鏡手術学	先端ロボット・内視鏡手術学講義	6	先端ロボット・内視鏡手術学講義				
	先端ロボット・内視鏡手術学実習	12	先端ロボット・内視鏡手術学実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医学 研究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	外科・緩和医療学	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	6 12	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			消化器外科学	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	6 12	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	
			整形外科学	整形外科学 講義 整形外科学 実習	6 12	整形外科学 講義 整形外科学 実習	
			整形外科機能再建学	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	6 12	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	
			リハビリテーション医学	リハビリテーション医学 講義 リハビリテーション医学 実習	6 12	リハビリテーション医学 講義 リハビリテーション医学 実習	
			産婦人科学	産婦人科学 講義 産婦人科学 実習	6 12	産婦人科学 講義 産婦人科学 実習	
			産婦人科発育病態医学	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	6 12	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	
			腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	6 12	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	
			眼科学	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	6 12	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	
			耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	6 12	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	
			麻酔・侵襲制御医学	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	6 12	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	
			麻酔・疼痛制御学	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	6 12	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	
			心臓外科学	心 臓 外 科 学 講義 心 臓 外 科 学 実習	6 12	心 臓 外 科 学 講義 心 臓 外 科 学 実習	
			呼吸器外科学	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	6 12	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	
			呼吸器低侵襲外科学	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	6 12	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	
			乳腺外科学	乳 腺 外 科 学 講義 乳 腺 外 科 学 実習	6 12	乳 腺 外 科 学 講義 乳 腺 外 科 学 実習	

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床	移植・再生医学	移植・再生医学講義 移植・再生医学実習	6 12	移植・再生医学講義 移植・再生医学実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			歯科・口腔外科学	歯科・口腔外科学講義 歯科・口腔外科学実習	6 12	歯科・口腔外科学講義 歯科・口腔外科学実習	
		臨床再生医学	臨床再生医学講義 臨床再生医学実習	6 12	臨床再生医学講義 臨床再生医学実習		
		放射線診断学	放射線診断学講義 放射線診断学実習	6 12	放射線診断学講義 放射線診断学実習		
		造血細胞移植・細胞療法学	造血細胞移植・細胞療法学講義 造血細胞移植・細胞療法学実習	6 12	造血細胞移植・細胞療法学講義 造血細胞移植・細胞療法学実習		
		血管外科学	血管外科学講義 血管外科学実習	6 12	血管外科学講義 血管外科学実習		
		脊椎外科学	脊椎外科学講義 脊椎外科学実習	6 12	脊椎外科学講義 脊椎外科学実習		
		放射線腫瘍学	放射線腫瘍学講義 放射線腫瘍学実習	6 12	放射線腫瘍学講義 放射線腫瘍学実習		

別表 1 - 3 医学研究科病院経営学・管理学専攻専門職学位課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	科目 区分	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
医 学 研 究 科	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 専 攻	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 領 域	基 礎 専 門 科 目	衛生学・公衆衛生学	1			
				社会行動科学	1			
				環境健康科学	1			
				疫学	1			
				生物統計学	1			
				リーダーシップ・ガバナンス	2			
				財務会計論・経営分析・コスト分析	2			
				地域包括ケア・医療マーケティング	1			
				医療経済学	1			
				病院経営戦略論	1			
				フィールドワーク	2			
				病院管理学・機能評価	1			
				医療の質管理・患者安全・倫理	2			
				病院設計・施設設備・医薬品医療材料管理	1			
				医療・介護制度論	2			
				診療報酬・介護報酬・関連法規	1			
				医療産業論	1			
			応 用 専 門 科 目	病院経営の実際・病院再編統合	1			
				実践的に考える組織・人材マネジメント	1			
				多視点から考える総合経営	2			
課題研究	4							

別表 2 - 1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医療科学研究科	医療科学専攻	共通科目		医療科学セミナー	2	アントレプレナーシップ概論	2	生体情報検査科学領域においては、生体情報検査科学セミナーを必修科目とする。ただし、遺伝カウンセリング分野は除く。
						生命倫理学	2	
						免疫学概論	2	
						医療情報処理学	2	
						臨床遺伝学	2	
						生体情報検査科学セミナー	2	
						分子遺伝学特論	2	
						コンサルテーション論	2	
						生体情報工学	2	
						放射線情報処理学	2	
						放射線基礎医学	2	
						放射線衛生学	2	
						磁気共鳴画像解析学	2	
						環境・病態生理学	2	
						臨床医工学	2	
		医療ロボット工学	2					

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医 療 科 学 研 究 科	医 療 科 学 専 攻	生 体 情 報 検 査 科 学	生 体 情 報 検 査 科 学 分 野	生体情報検査科学特論Ⅰ	2	生体情報検査科学特論Ⅰ	2	遺伝カウンセリング分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、コンサルテーション論を必修科目とする。  生殖補助医療分野を専攻した場合は、共通科目の免疫学概論、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、環境・病態生理学、生体情報検査科学領域の疾患モデル科学特論を必修科目とする。
				生体情報検査科学特論Ⅱ	2	生体情報検査科学特論Ⅱ	2	
				生体情報検査科学演習	6	疾患モデル科学特論	2	
				生体情報検査科学特別研究	12	先端医療開発論	2	
			遺 伝 カ ウ ン セ リ ン グ 分 野	基礎人類遺伝学	2			
				基礎人類遺伝学演習	2			
				臨床遺伝学演習	2			
				遺伝関連情報・情報検索方法演習	1			
				遺伝医療と社会	2			
				遺伝医療と倫理演習	1			
				遺伝カウンセリング	1			
			生 殖 補 助 医 療 分 野	生殖補助医療特論	2			
生殖補助医療演習Ⅰ	4							
生殖補助医療演習Ⅱ	4							
生殖補助医療特別研究	10							
医 用 量 子 科 学 分 野	医用量子科学特論	4	医用量子科学特論	4				
	医用量子科学演習	6						
	医用量子科学特別研究	12						
	医 学 物 理 学 分 野	医学物理学特論			2	医学物理学特論	2	
		医学物理学演習			4			
		医学物理学特別研究			10			
医 用 生 体 工 学 分 野	医用生体工学特論Ⅰ	2	医用生体工学特論Ⅰ	2				
	医用生体工学特論Ⅱ	2						
	医用生体工学演習	6						
	医用生体工学特別研究	12						
医 学 物 理 学 臨 床 実 習			総合医理工学特論	2				
			医学物理学臨床実習	4				

別表 2 - 2 医療科学研究科医療科学専攻 博士後期課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医療科学研究科	医療科学	共通科目		医療科学概論	2			
				医療科学研究論	2			
	生体情報検査科学領域	生体情報検査科学分野	生体情報検査科学特別研究	6	生体情報検査科学特論 生体情報検査科学演習	2 2		
	医用量子科学領域	医用量子科学分野	医用量子科学特別研究	6	医用量子科学特論 医用量子科学演習	2 2		
	医療科学専攻	医用生体工学領域	医用生体工学分野	医用生体工学特別研究	6	医用生体工学特論 医用生体工学演習	2 2	

別表 3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通科目	保健学セミナー	2	生命倫理学	2		
					健康科学概論	2		
					保健実践入門	2		
					看護研究法	2		
					看護理論	2		
					コンサルテーション論	2		
					チーム医療論	1		
					医療安全特論	1		
					リハビリテーション医学	2		
					リハビリテーション学概論	2		
					運動生理学特論	2		
					臨床教育学	2		
					運動機能障害	2		

研究 科の 名称	専攻	領域	専門 分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
保 健 学 研 究 科	保 健	看 護	成人・老年看護学分野	成人・老年看護学特論Ⅰ	2	成人・老年看護学特論Ⅰ	2	
				成人・老年看護学特論Ⅱ	2	成人・老年看護学特論Ⅱ	2	
				成人・老年看護学演習Ⅰ	2			
				成人・老年看護学演習Ⅱ	2			
				成人・老年看護学特別研究	10			
			精神・地域看護学分野	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	
				精神・地域看護学特論Ⅱ	2	精神・地域看護学特論Ⅱ	2	
				精神・地域看護学演習Ⅰ	2			
				精神・地域看護学演習Ⅱ	2			
				精神・地域看護学特別研究	10			
	母性・小児看護学分野	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	母性・小児看護学特論Ⅰ	2			
		母性・小児看護学特論Ⅱ	2	母性・小児看護学特論Ⅱ	2			
		母性・小児看護学演習Ⅰ	2					
		母性・小児看護学演習Ⅱ	2					
		母性・小児看護学特別研究	10					
	基礎・統合看護学分野	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2			
		基礎・統合看護学特論Ⅱ	2	基礎・統合看護学特論Ⅱ	2			
		基礎・統合看護学演習Ⅰ	2					
		基礎・統合看護学演習Ⅱ	2					
		基礎・統合看護学特別研究	10					
学 専 攻	学 域	急性期・周術期分野	フィジカルアセスメント	2	フィジカルアセスメント	2	急性期・周術期分野を専攻した場合は、共通科目の健康科学概論、チーム医療論、医療安全特論を必修科目とする。	
			病態生理学特論	2	病態生理学特論	2		
			臨床薬理学特論	2	臨床薬理学特論	2		
			薬物治療学	2	薬物治療学	2		
			クリティカルケア学特論	2	クリティカルケア学特論	2		
			外科医療病態診断学特論	2	外科医療病態診断学特論	2		
			総合内科学特論	3	総合内科学特論	3		
			外科患者管理学特論Ⅰ	3	外科患者管理学特論Ⅰ	3		
			外科患者管理学特論Ⅱ	3	外科患者管理学特論Ⅱ	3		
			急性期患者管理学特論	3	急性期患者管理学特論	3		
在宅医療特論	1	在宅医療特論	1					
急性期・外科患者管理演習	2	在宅医療実習	1					
急性期・外科患者管理統合実習	19							
急性期・周術期課題研究	5							
臓器移植コーディネーター分野	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植コーディネーター分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、コンサルテーション論、チーム医療論を必修科目とする。			
	臓器移植医療論	2	臓器移植医療論	2				
	臓器移植コーディネーター特論	2	臓器移植コーディネーター特論	2				
	《レシピエント移植コーディネーターコース》							
	レシピエント移植コーディネーター演習	2						
	レシピエント移植コーディネーター実習	5						
	レシピエント移植コーディネーター課題研究	5						
	《ドナー移植コーディネーターコース》							
	ドナー移植コーディネーター演習	2						
	ドナー移植コーディネーター実習	5						
ドナー移植コーディネーター課題研究	5							

研究 科の 名称	専攻	領域	専門 分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
保 健 学 研 究 科	保 健 学 専 攻	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	活 動 科 学 分 野	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2	
				活 動 科 学 演 習	4			
				活 動 科 学 特 別 研 究	10			
			治 療 学 ・ 嚥 下 分 野	摂食・嚥下治療学特論	2	摂食・嚥下治療学特論	2	
				摂食・嚥下治療学演習	4			
				摂食・嚥下治療学特別研究	10			
			シ ョ ン 機 能 形 態 分 野	リハビリテーション機能形態学特論	2	リハビリテーション機能形態学特論	2	
				リハビリテーション機能形態学演習	4			
				リハビリテーション機能形態学特別研究	10			
			リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 分 野	リハビリテーション教育科学特論Ⅰ	2	リハビリテーション教育科学特論Ⅰ	2	
リハビリテーション教育科学特論Ⅱ	2	リハビリテーション教育科学特論Ⅱ		2				
リハビリテーション教育科学演習	4							
リハビリテーション教育科学特別研究	10							
シ ョ ン 生 体 医 工 分 野	リハビリテーション科学特論	2						
	リハビリテーション生体医工学演習	4						
	リハビリテーション生体医工学特別研究	10						

別表 3 - 2 保健学研究科保健学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通科目		保健科学概論	2			
				保健科学研究論	2			
		看護学領域	看護学分野	保健看護融合科学特別研究	6	保健看護融合科学特論 保健看護融合科学演習	2 2	
		リハビリテーション科学領域	リハビリテーション療法科学分野	リハビリテーション療法科学特別研究	6	リハビリテーション療法科学特論Ⅰ (リハビリテーション教育科学) リハビリテーション療法科学特論Ⅱ (リハビリテーション教育科学) リハビリテーション療法科学特論Ⅲ (生体情報・治療システム科学) リハビリテーション療法科学特論Ⅳ (運動制御計測科学) リハビリテーション療法科学演習Ⅰ (リハビリテーション教育科学) リハビリテーション療法科学演習Ⅱ (リハビリテーション教育科学) リハビリテーション療法科学演習Ⅲ (生体情報・治療システム科学) リハビリテーション療法科学演習Ⅳ (運動制御計測科学)	2 2 2 2 2 2 2 2	

別表4 大学院医学研究科学費等

1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。
2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。
3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。

	修士課程	博士課程	専門職学位課程
入学検定料	20,000円	20,000円	20,000円
入学金	150,000円	150,000円	150,000円
授業料	(年) 750,000円	(年) 500,000円	(1年目)900,000円 (2年目)750,000円
実験実習費等	—	(自己支弁)	別途教材費
計	900,000円	650,000円	(1年目)1,050,000円 (2年目) 750,000円

別表5 大学院医療科学研究科学費等

1. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。

	修士課程	博士後期課程
入学検定料	20,000円	20,000円
入学金	150,000円	150,000円
授業料	(年)750,000円	(年)750,000円
計	900,000円	900,000円

別表6 大学院保健学研究科学費等

1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する
2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。

	修士課程	博士後期課程
入学検定料	20,000円	20,000円
入学金	150,000円	150,000円
授業料	(年)750,000円	(年)750,000円
計	900,000円	900,000円

# 藤田医科大学学位規程

昭和53年規程第3号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和8年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）において授与する学位の種類、学位論文の審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 学士 学士（医学）、学士（医療検査科学）、学士（診療放射線技術学）、学士（看護学）、学士（理学療法学）、学士（作業療法学）
- (2) 修士 修士（医科学）、病院経営学・管理学修士（専門職）、修士（医療科学）、修士（保健学）、修士（看護学）
- (3) 博士 博士（医学）、博士（医療科学）、博士（保健学）

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第33条の定めるところにより授与する。

2. 修士の学位は、藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号。以下、本大学院学則という）第39条第1項又は第3項、第4項の定めるところにより授与する。

3. 博士の学位は、本大学院学則第39条第2項、第6項又は第7項の定めるところにより授与する。

4. 本大学院学則第39条第2項に定める者のほか、博士の学位は藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ前項の規定により博士を授与された者と同等以上の学力を有することを試問等により確認された者にも本大学院学則第40条（論文提出による博士）に基づき授与する。

5. 本大学院医学研究科博士課程に在学し、所定の単位を修得したにもかかわらず、大学院学則第10条に定める在学期間を超えた者の申請する学位については、前項を準用する。

6. 医学研究科博士課程、医療科学研究科博士後期課程又は保健学研究科博士後期課程において、修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、学位論文の審査及び最終試験に合格しなかった者が、在学期間内に学位論文の審査及び最終試験に合格した場合の取り扱いについては、第3項を準用する。なお、在学期間中の授業料については、別に定める。

7. 医学研究科博士課程において、大学院医学研究科学位論文指導生が藤田医科大学大学

院医学研究科学位論文指導生に関する規程第6条に定める在籍期間内（以下、在籍期間という）に、学位論文の審査及び最終試験に合格した場合の取り扱いについては、第3項を準用する。なお、在籍期間中の授業料については、別に定める。

## 第2章 大学院の課程による修士又は博士

（学位申請資格要件）

第4条 前条第2項又は第3項の規定による学位（以下、大学院課程の学位という）を申請できる者は、本大学院学則第31条第1項第1号に定める所定の単位数以上の単位を修得し、かつ医学研究科は専門分野教授（以下、指導教授という）、医療科学研究科及び保健学研究科は専門分野担当教授又は専門分野担当准教授（以下、指導教員という）のもとで、1年以上の学位論文研究実績を有する者とする。

（学位論文審査）

第5条 大学院課程の学位を申請する場合は、学位論文を学長に提出し、当該学位に係る医学研究科、医療科学研究科又は保健学研究科（以下、当該研究科という）の研究科委員会の審査を受けなければならない。

（最終試験）

第6条 大学院課程の学位申請者の最終試験は、本大学院学則第31条第1項第1号に定める所定の単位数以上の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究指導能力について、口頭及び筆答により行うものとする。

（審査期間）

第7条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

## 第3章 論文提出による博士

（学位申請要件）

第8条 論文提出による博士（医学）の学位を申請できる者は、医学部医学科卒業者は基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上（共に臨床研修期間は含まない）の医学研究歴を有する者とする。

2. 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する医学研究歴を有する者は、論文提出による博士（医学）の学位を申請することができる。

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| （1）歯学部、6年の獣医学部又は6年の薬学部卒業者 | 基礎5年、臨床6年以上 |
| （2）博士課程修了者                | 基礎5年、臨床6年以上 |
| （3）修士課程修了者                | 基礎6年、臨床7年以上 |

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (4) 大学卒業者        | 基礎 8 年、臨床 9 年以上 |
| (5) 短期大学・専門学校卒業者 | 基礎10年、臨床11年以上   |
| (6) その他の者        | 基礎14年、臨床15年以上   |

(医学研究歴の定義)

第9条 前条の医学研究歴とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大学又は医科大学の大学院医学研究科担当講座の専任教員（研究技術員を含む、以下同じ）として研究に従事した期間
- (2) 本学医学部の専任教員として研究に従事した期間
- (3) 本学附置研究所の専任教員として研究に従事した期間
- (4) 大学又は医科大学の大学院医学研究科を退学した者の場合は、大学院に在学した期間。ただし、休学期間は含まない。
- (5) 大学又は医科大学の大学院医学研究科の研究員又は研究生として在籍し、研究に従事した期間
- (6) 医学研究科委員会が前各号と同等と認める研究施設において研究に従事した期間。この場合は、研究歴換算上、その施設の規模及び研究概要に関する資料によって定める。なお、研究歴の算定については別に定める。

(博士（医学）に係るその他の学位申請要件)

第10条 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者は、第8条に定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本大学院医学研究科担当講座の在籍者（研究生を含む）であること
- (2) 必要研究歴の3分の1以上は本大学院医学研究科での研究歴を有すること

(学位論文審査)

第11条 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者は、学位論文を学長に提出し、医学研究科委員会の審査を受けなければならない。なお、提出論文の審査は、本大学院の課程における論文審査と同一方法による。

2. 医学研究科委員会は、申請者の医学研究歴等の資格審査を行い、その適格者について論文審査を行う。

(学力試験)

第12条 論文提出による博士（医学）の学位を授与される者は、次の各号の試験に合格し、学力及び専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。

- (1) 論文提出以前に本大学院医学研究科の行う外国語試験
- (2) 学位論文を中心としてこれに関連ある学識と研究指導能力について、口頭及び筆答による学力試験

2. 外国語試験は、医学研究科委員会において特別の事由があると認めた場合を除き英語

を課すものとし、その受験資格は、学位申請資格を有する者（1年以内に同資格が取得できる者を含む）とする。

3. 外国語試験は医学研究科委員会において行うが、その他の学力試験は第16条に定める審査委員会が行う。
4. 第3条第5項及び第6項に該当する者に対しては、外国語試験を免除することができる。

#### 第4章 通則

##### （学位論文の提出）

第13条 大学院課程の学位論文の審査を申請する者は、学位論文に次の各号に掲げる所定の書類を添え、在学期間又は在籍期間中に当該研究科の研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出の期日は、当該研究科の研究科委員会において定める。

- (1) 医学研究科修士課程 別紙様式1-1
- (2) 医学研究科博士課程 別紙様式1-2
- (3) 医学研究科専門職学位課程 別紙様式1-3
- (4) 医療科学研究科修士課程 別紙様式療-1
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 別紙様式療-12
- (6) 保健学研究科修士課程 別紙様式保-1
- (7) 保健学研究科博士後期課程 別紙様式保-12

2. 論文提出による博士（医学）の学位論文の審査を申請する者は、学位論文に所定の書類（別紙様式2）及び本大学院医学研究科の行う外国語試験に合格したことを証明するものとして、外国語試験合格通知書を添え、医学研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出の期日は、医学研究科委員会において定める。

##### （学位論文の受理）

第14条 学長は、提出された学位論文の受理の可否を、当該研究科の研究科委員会に諮って決定する。

2. 前項により博士の学位論文が受理されたときは、論文要旨等の公表手数料2万円（第3条第4項による場合（同条項を準用する場合を含む）は、このほかに論文審査料30万円）を速やかに納入しなければならない。
3. 前各項により受理した学位論文、その手続書類及び公表手数料等は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

##### （学位論文審査の付託）

第15条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科の研究科委員会に対し、その審査を付託する。

##### （審査委員会）

第16条 当該研究科の研究科委員会は、前条により付託された学位論文について、論文ごとに3名の当該研究科の研究科委員会の委員によって構成される審査委員会（主査1名、副査2名）を設けて審査を行う。

2. 前項にかかわらず、当該研究科の研究科委員会が承認した場合に限り、次の各号に掲げる当該研究科の課程においては、当該各号に掲げる者を審査委員会の委員（以下、審査委員という）として選出することができる。

- (1) 医学研究科修士課程 主査、副査のうち1名までを教育教授
- (2) 医学研究科博士課程 副査1名を講座外部部門の教授
- (3) 医学研究科専門職学位課程 主査、副査を特命教授
- (4) 医療科学研究科修士課程 副査2名を准教授
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 副査2名を博士号を有する准教授
- (6) 保健学研究科修士課程 副査2名を准教授
- (7) 保健学研究科博士後期課程 副査2名を博士号を有する准教授

3. 前項第4号乃至第7号に掲げる審査委員は、藤田医科大学大学院医療科学研究科担当教員等選考規程（令和6年規程第8号）又は藤田医科大学大学院保健学研究科担当教員等選考規程（平成29年規程第17号）に基づき採用された研究指導教員とする。

4. 審査委員には、必要に応じ、当該研究科の研究科委員会の委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。

（学位論文提出者への試問）

第17条 審査委員会は、学位論文の内容について審査するために、学位論文の提出者に対し、当該論文について試問を行わなければならない。ただし、論文審査の結果、その内容に著しい不備のある場合は、論文の再提出を求めることができる。

2. 審査委員は、審査に必要と認めるときは、学位論文を提出した者に対し、当該論文の副本、訳本、標本又は模型その他の資料の提出を求めることができる。

（学位論文）

第18条 提出する学位論文は、自著1編とする。

2. 次の各号に掲げる課程においては、前項によるほか、社会的に認められた権威ある国際誌に第一著者として掲載された原著論文を学位論文として提出することができる。ただし、共同研究者に他の研究機関所属の者が含まれる場合は、当該共同研究者より、この論文を学位論文として使用することについての承諾書を文書で得なければならない。

- (1) 医学研究科修士課程
- (2) 医学研究科博士課程
- (3) 医療科学研究科修士課程
- (4) 医療科学研究科博士後期課程
- (5) 保健学研究科博士後期課程

3. 前項の原著論文が受理されて掲載予定の場合は、「掲載予定証明書」の添付を必要とする。

4. 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者においては、第2項の学位論文が指導教授との共著でなければならない。

（修士課程の参考論文）

第19条 医学研究科修士課程及び医学研究科専門職学位課程、医療科学研究科修士課程及び保健学研究科修士課程においては、参考としての論文の添付を必要としない。

（医学研究科博士課程の参考論文）

第20条 医学研究科博士課程においては、参考として関連した指導教授との共著論文（以下、参考論文という）を、1編以上添付しなければならない。

2. 参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を参考論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

（1）第一著者であること

（2）掲載雑誌は査読（peer review）のあるものとし、紀要、研究報告書等は含まれないこと

（3）掲載予定の論文を参考論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 課程による博士の学位申請者においては、第18条第2項の学位論文が指導教授との共著の場合には、参考論文の添付をすることができる。

4. 課程による博士の学位申請者においては、第18条第2項の学位論文が指導教授との共著でない場合には、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

（医療科学研究科博士後期課程の参考論文）

第21条 医療科学研究科博士後期課程においては、参考として学術雑誌に投稿し採択された指導教員との共著論文（以下、参考論文という）を1編以上添付しなければならない。

2. 前項の参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を前項の参考論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

（1）第一著者であること

（2）査読付きのものであること

（3）紀要、研究報告書等は対象としないこと

（4）掲載予定の学術論文を前項の学術論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著の場合は、参考論文の添付を免除する。

4. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著でない場合は、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

（保健学研究科博士後期課程の参考論文）

第22条 保健学研究科博士後期課程においては、参考として学術雑誌に投稿し採択された指導教員との共著論文（以下、参考論文という）を1編以上添付しなければならない。

2. 前項の参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を前項の参考

論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

- (1) 第一著者であること
- (2) 査読付きのものであること
- (3) 紀要、研究報告書等は対象としないこと
- (4) 掲載予定の学術論文を前項の学術論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著の場合は、参考論文の添付を免除する。

4. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著でない場合は、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

#### (審査委員会の報告)

第23条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験（又は学位審査）を終了したときは、論文審査の要旨及び審査上の意見並びに最終試験（又は学位審査）の成績を、文書をもって当該研究科の研究科委員会に報告しなければならない。

#### (研究科委員会の審議)

第24条 当該研究科の研究科委員会は、前条の報告に基づき、その合否について審議する。

2. 前項の審議のための研究科委員会の成立には委員の総数（海外出張中の委員及び休職中の委員を除く）の3分の2以上の出席を必要とする。
3. 審議において票決を要するときは無記名投票により行い、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 博士の学位の審議には、学位を申請した者による論文要旨の公開発表の内容を加えるものとする。

#### (学長への報告)

第25条 当該研究科の研究科委員会は、前条の議決を行ったときは、速やかに学位論文に論文審査の要旨、最終試験（又は学位審査）の成績及び議決の結果を添えて学長に報告しなければならない。

#### (学位の授与)

第26条 学長は、前条の報告に基づいてその合否を決定するとともに、合格した者には所定の学位記を授与し、不合格と決定した者にはその旨を通知する。

2. 学位記は、3月又は9月に授与するものとする。

#### (学位授与報告及び学位論文要旨等の公表)

第27条 本学は、前条により博士の学位を授与したときは、3ヵ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に学位を授与した日から3ヵ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第28条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3. 博士の学位を授与された者が行う前各項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第29条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、藤田医科大学と付記するものとする。

(学位の取り消し)

第30条 修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該研究科の研究科委員会の議決を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき

2. 前項の議決を行う場合は、研究科委員会の委員の総数(海外出張中の委員及び休職中の委員を除く)の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(改正)

第31条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

2. 昭和59年6月1日一部改正

3. 平成3年4月1日一部改正

4. 平成3年7月1日一部改正

5. 平成11年4月1日一部改正

昭和57年2月1日施行の「学位規程第3条第2項の論文提出による博士(医学)の学位の取扱いに関する内規」は廃止する。

6. 平成13年4月1日一部改正

7. 平成15年11月1日一部改正
8. 平成19年4月1日一部改正
9. 平成20年12月1日一部改正
10. 平成22年4月1日一部改正
11. 平成25年6月1日一部改正
12. 平成27年4月1日一部改正  
ただし、第3条第6項の規定については、平成28年4月1日から施行する。
13. 平成28年4月1日一部改正
14. 平成30年4月1日一部改正  
ただし、第16条第1項の規定については、平成29年10月1日から施行する。
15. 平成30年10月10日一部改正
16. 平成31年4月1日一部改正
17. 令和2年4月1日一部改正
18. 令和4年4月1日一部改正
19. 令和5年4月1日一部改正
20. 令和6年4月1日一部改正
21. 令和8年1月1日一部改正
22. 令和8年4月1日一部改正

# 藤田医科大学大学院医療科学研究科学費等減免規程

令和5年規程第22号

施行 令和5年10月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院医療科学研究科（以下、本研究科という）における学費等の減額又は免除に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

## (入学検定料の免除)

第2条 本研究科博士後期課程の志願者のうち、本研究科修士課程の修了者又は修了見込者は、出願時に入学検定料を免除する。

## (入学金の免除)

第3条 本研究科博士後期課程の入学試験に合格した者のうち、本研究科修士課程の修了者又は修了見込者は、入学年度学費納入時に入学金を免除する。

## (学位論文を提出できなかった者に対する授業料の減額)

第4条 藤田医科大学学位規程（昭和53年規程第3号）第18条第2項に基づき学位論文を提出する者のうち、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ指定期日までに掲載予定証明書又はそれに代わるものと認める書類が提出できなかった者に対する次年度の授業料は藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号）所定の授業料の額から減額した年額250,000円とする。

(1) 修業年限内に所定の単位数以上の単位を修得した者

(2) 学位論文審査申請期日までに、社会的に認められた権威ある国際誌に投稿済みであること

(3) 前号の論文で、次年度の学位論文審査に申請すること

2. 前項に基づき、次年度の授業料を減額した者に対しては、次年度に係る大学院生費を支給しない。

## (博士後期課程の学生に対する授業料の減額)

第5条 本研究科博士後期課程に在籍する学生のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、かつ医療科学研究科委員会の議を経て、学長が許可したときは、在学中の授業料を年額300,000円に減額する。なお、この減額は、許可した年度に限り効力を有する。

(1) 指導教員の研究室において、指導教員の下で自らの研究に専念すること

(2) 減額を申請した年度の4月1日現在において、同日以降翌年の3月31日までの間、常勤の雇用契約を締結していないことが確定していること

2. 減額を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、次の各号に掲げる期日までに、学長に対し、所定の申請書により申請しなければならない。

(1) 在学生の場合 申請の対象となる学年の前年度の2月末日まで

(2) 入学生の場合 入学する年度の前年度の所定の期日まで

3. 学長は、第1項に基づく減額の許可を受けた学生が次の各号のいずれかに該当したと

きは、医療科学研究科委員会の議を経て、減額の許可を取消することができる。なお、減額の許可を取消された学生は、許可が失効した日の翌日から1ヵ月以内に減額分（学納金と第1項に定める金額の差額）を納付しなければならない。

(1) 第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき

(2) 藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程（令和5年規程第〇号）に基づく長期履修学生として許可されたとき

(修士課程の学生に対する授業料の減額)

第6条 前条の規定は、本研究科修士課程に在籍する学生の授業料の減額に準用する。ただし、前条第1項中「年額300,000円」を「年額550,000円」に、前条第1項第1号中「指導教員の下で自らの研究に専念すること」を「指導教員の下で自らの研究に専念すること（実習に参加することを含む）」に、それぞれ読み替えて準用する。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部大学院学務課が行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、医療科学研究科委員会の議を経て、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

# 藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程

令和5年規程第21号

施行 令和5年10月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号。以下、本大学院学則という）第9条第4項に基づき、標準の修業年限（以下、標準修業年限という）を超えて修学（以下、長期履修という）する学生（以下、長期履修学生という）に関し、長期履修学生制度を制定し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (資格)

第2条 長期履修学生制度の適用が認められる者は、藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）の学生又は本大学院が行う入学試験に合格した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者、及び就業予定の者
- (2) 家事、育児、長期介護等により、著しく修学時間の制約を受ける者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

2. 長期履修学生制度は、単位の修得不足や、学位論文の審査過程により修了が延期となることで留年と認められる場合には適用しない。

## (長期履修期間)

第3条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、次の各号のとおりとする。なお、月単位の期間は認めない。

- (1) 修士課程 3年又は4年
- (2) 博士後期課程 4年、5年又は6年

2. 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

3. 長期履修学生制度の適用にかかわらず、在学期間（修士課程では4年、博士後期課程では6年）内に修了することができない場合は、本大学院学則第25条又は第27条第2号の定めにより取り扱うものとする。

## (申請手続)

第4条 長期履修学生制度の適用を希望する者は、指導教員と協議し、承諾を得た上で、長期履修学生制度適用希望学年の前年の2月末日までに、入学生においては、入学する年度の前年度の定められた期日までに、次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修学生制度適用申請書
- (2) 在職証明書又は在職していることが確認できる書類  
(職業を有するものに限る)
- (3) その他長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(許可)

第5条 前条の申請については、医療科学研究科長を経て学長が許可する。

(長期履修期間の変更)

第6条 許可された長期履修期間の延長又は短縮（標準修業年限への変更を含む）を希望する者は、指導教員と協議し、承諾を得た上で、許可を得ようとする学年の前年の2月末日までに、長期履修期間変更申請書に必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間の延長は、修了する予定の年度においては、願い出ることはいできない。

2. 変更の申請については、医療科学研究科長を経て学長が許可する。

3. 長期履修期間の変更は、1年単位で行うものとする。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料の総額を、長期履修学生として認められた期間で分割して納付するものとする。ただし、在学中に授業料の総額に改定がある場合は、授業料を再計算する。

2. 長期履修期間の延長を許可された者の授業料の年額は、標準修業年限分の授業料の総額から学生が既に納付した授業料を控除した授業料の残額を算出し、延長後の履修年数で除した額とする。

3. 長期履修期間の短縮を許可された者の授業料の年額は、標準修業年限分の授業料の総額から当該学生が既に納付した授業料を控除した授業料の残額を算出し、短縮後の履修年数で除した額とする。

4. 長期履修期間を短縮して、学位論文審査を受けることを希望する者は、学位論文審査申請を行う以前に長期履修期間変更申請書を提出し、指示された納付期限までに、標準修業年限分の授業料の総額から当該学生が既に納付した授業料を控除した授業料の残額を納付しなければならない。

(退学)

第8条 長期履修学生が退学しようとするときは、本大学院学則第25条の定めるところによる。

(休学)

第9条 長期履修学生が休学しようとするときは、学年の末日までに次学年の休学を願い出て学長の許可を得た者については、当該次学年の授業料は半額とする。

(長期履修の許可の取り消し)

第10条 学長は、長期履修学生が次の各号のいずれかに該当したときは、医療科学研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(1) 本大学院学則及び諸規程に違反したとき

(2) 学生としての本分に反する行為をしたとき

(3) 長期履修に関し虚偽の申請をしたとき

2. 前項により長期履修の許可を取り消された学生は、第7条により認められた授業料の支払いに係る期限の利益を喪失し、標準修業年限により修学する場合の支払額と既に納付した授業料との差額を、大学の指定する期日までに支払わなければならない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部大学院学務課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生制度の実施に関し必要な事項は、医療科学研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、医療科学研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

## 長期履修学生制度申請にあたり必要とする提出書類について

藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程第4条又は6条に規程する長期履修を申請する場合の必要書類は次のとおりとする。

### 1. 新規申請の場合

#### ○長期履修学生制度適用申請書

- 1) 就業を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 勤務先からの在職証明書、もしくは就業予定先からの内定通知書
    - ・就労時間、就業場所が記載されていること。
    - ・派遣、パート、アルバイト等で雇用期間に定めがある場合は、雇用予定期間が記載されていること。
- 2) 育児を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類
- 3) 介護を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 介護認定書、あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書
  - (2) 住民票等、被介護者との関係がわかる書類
- 4) 修学に重大な影響を与える事情を理由として新規に申請する場合に必要な書類
  - (1) その事由を明らかにすることのできる公的機関、病院等の証明書

### 2. 期間を変更する場合

#### ○ 長期履修期間変更申請書

- 1) 修学に重大な影響を与える事情を理由として、履修期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) その事由を明らかにすることのできる公的機関、病院等の証明書
- 2) 就業を理由として長期履修を許可された者が期間を短縮する場合に必要な書類
  - (1) 次のいずれかの書類
    - ・退職をしたことを証明する書類
    - ・就労を免除されたことを証明する書類
    - ・就労時間あるいは就業場所が変わったことを証明する書類
- 3) 育児あるいは介護を理由として長期履修を許可された者が、期間を短縮する場合には申請書以外の書類は特に必要としない。

# 藤田医科大学大学院医療科学研究科科目等履修生規程

令和6年規程第5号

施行 令和6年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号。以下、学則という）第45条に基づき、特定の授業科目について履修する科目等履修生に関する取扱いについて定めることを目的とする。

## (入学の時期)

第2条 入学の時期は毎学期の始めとする。

## (入学資格)

第3条 入学資格は、学則第16条第1項に定める資格を有する者とする。

## (入学手続)

第4条 入学志願者は、学年又は学期の開始以前の1ヵ月の間に、科目等履修生願に入学資格を証明する書類を添えて願い出なければならない。

2. 医療科学研究科委員会で審議され、科目等履修生として認定された者に入学を許可する。

## (在学期間)

第5条 在学期間は、当該年度末又は学期末までとする。

## (履修可能科目)

第6条 履修可能科目は、医療科学研究科で開講されている科目のうち、特論、共通科目及びその他医療科学研究科委員会が指定する科目とする。

## (学納金)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、検定料10,000円、登録料10,000円、受講料1単位につき20,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

## (単位の授与)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目につき学則第35条を準用し、試験を受けることができる。

2. 試験に合格した者には、本人の求めにより学則第34条を準用し、履修した授業科目の単位を最高15単位まで授与する。

## 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 大学院医療科学研究科 履修要領

2026年4月1日記

## 1. 趣旨

この要領は、大学院学則第31条（履修方法）および大学院学則第35条（履修授業科目の認定）に基づき、履修要領に関する事項を定める。

## 2. 修士課程・博士後期課程の共通事項について

### 1) 履修授業科目の認定について

- (1) 認定は筆記試験、口述試験、レポート審査などにより行う。
- (2) 試験はその授業科目の構成単位が完了する期末、あるいはその授業科目の担当者が必要と認めた時に行う。  
定期試験にて不合格となった場合、再試験1回、特別再試験1回を受験することができる。
- (3) 成績評価はその授業の構成単位をA（100-80点）、B（79-70点）、C（69-60点）またはD（60点未満）にて判定し、C以上を合格、Dを不合格とする。  
ただし、下記の単位は認めない。
  - ① 合格した授業科目を再度受講して修得した単位。
  - ② 同一授業科目を併行受講した単位のいずれかの一方の単位。

### 2) 成績について

- (1) 科目担当教員は前期の成績結果を9月中旬までに、後期の成績結果を3月上旬までに医療科学教学課へ提出する（但し、修了年度の後期の特別研究の成績の提出は2月下旬までとする）。
- (2) 学生は前期の成績結果を10月中旬1週間の期間に、後期の成績結果を4月上旬1週間の期間に学務情報システムにて確認する。（但し、修了年度の後期の成績の確認は3月中旬までとする）。なお、成績は掲示しないため、学生各個人が確認すること。

### 3) 修業年限の延長について

- (1) 諸事情により、大学院学則第9条に規定された修業年限内に課程を修了できなかった場合、修了要件を満たすために継続して医療科学研究科に在籍することができる。ただし、在学期間（休学期間は含まない）は修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。
- (2) 修了要件を満たすことができなかった場合に、修業年限を延長せず退学を希望する者は、医療科学研究科長に退学願を提出しなければならない。
- (3) 退学願を提出せずに、当該年度の授業料を期日までに納めない場合、大学院学則第27条により除籍処分となる。

#### 4) 転専攻分野及び転指導教員について

- (1) 医療科学研究科に在籍する者が同研究科内における転専攻分野あるいは転指導教員を願い出たときは、学年の初めに限り、考査の上、許可することができる。
- (2) 指導教員の退職や異動等のやむを得ない状況に際し、医療科学研究科に在籍する者が同研究科内における転専攻分野あるいは転指導教員を願い出たときは、考査の上、許可することができる。
- (3) 前項により転専攻分野あるいは転指導教員を希望する者は、理由書を願書に添付して、医療科学研究科長に提出するものとする。
- (4) 転専攻分野あるいは転指導教員出願者に対する考査の方法は、その都度医療科学研究科委員会が定める。
- (5) 転専攻分野あるいは転指導教員を許可された者の既修の授業科目、単位数及び在学期間については、医療科学研究科委員会において審査し、その一部又は全部を認めることができる。

#### 5) 研究指導計画書、研究実績報告書について

- (1) 研究指導計画書は、指導教員と学生が十分な打合せの上作成し、毎年度4月末（1年生は7月末）までに医療科学教学課へ提出しなければならない。
- (2) 研究実績報告書は、指導教員と学生が十分な打合せの上作成し、毎年度4月末（1年生は翌年度4月末、最終学年は学位論文提出時）までに医療科学教学課へ提出しなければならない。
- (3) 研究指導計画書及び研究実績報告書を医療科学教学課に提出する際、指導教員と学生はそれぞれ写しを保管する。
- (4) 指導教員は、研究の進捗状況により次年度以降の計画の見直しを行う。

### 3. 修士課程の履修について

#### 1) 授業科目履修変更届（様式療-5）

- (1) 学生は毎学年の初めに、履修登録をしなければならない。尚、履修科目に変更が生じた場合は、授業開始2週間以内に医療科学教学課へ提出する。

#### 2) 履修科目申告票（様式療-6）

- (1) 学生は実習・特別研究・一部の講義または実習科目について、授業の開始時に「出欠状況欄」に日付を記入した上で、科目担当教員へ履修科目申告票（様式療-6）を提出しなければならない。
- (2) 科目担当教員は、出欠席システムまたは履修科目申告票で出欠を管理する。  
(注：学生の試験受験資格としてその授業回数の2/3以上の出席を必要とする)  
なお、履修科目申告票で出欠席を管理する場合には授業修了後に「出欠状況欄」の日付欄に押印または署名の上、学生に返却しなければならない。

### 3) 修了要件

(1) 生体情報検査科学領域の学生は、共通科目またはその他の分野の特論から 8 単位以上(ただし、共通科目は 4 単位以上)、専攻した分野から 22 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。遺伝カウンセリング分野の学生は共通科目から 10 単位以上、専攻した分野から 29 単位、合計 39 単位以上を修得する。生殖補助医療分野の学生は共通科目から 12 単位以上、専攻した分野から 20 単位、その他の分野の特論から 2 単位、合計 34 単位以上を修得する。

医用量子科学領域の学生は、共通科目またはその他の分野の特論から 8 単位以上(ただし、共通科目は 2 単位以上)、専攻した分野から 22 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。医学物理学分野の学生は共通科目または特論から 14 単位以上(ただし、共通科目は 2 単位以上)、専攻した分野から 16 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。

医用生体工学領域の学生は、共通科目またはその他の分野の特論から 8 単位以上(ただし、共通科目は 2 単位以上)、専攻した分野から 22 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。

上記に定められた単位以上を履修し、学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。修了した者には修士(医療科学)の学位を授与する。

### 4) 学位申請要件

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」より、以下のセミナーの受講を学位申請要件とする(eラーニングやDVDでの聴講受講も可)。

【1】研究倫理セミナー(年1回)

【2】コンプライアンスセミナー(年1回)

### 5) 履修上の留意点

- (1) 各分野における共通科目の必修科目については、大学院学則別表 2-1 の備考欄を参照すること。
- (2) 特別研究の出席については、指導教員の了解が得られた場合は、時間外の履修時間も認定する(但し、指導教員との連絡が密に行われていること、また時間外の履修時間を指導教員が把握している場合とする)。
- (3) 修了年度の後期は、特別研究以外の科目は履修できない(学位論文提出までに単位認定が終了しないため)。

### 6) 医療科学セミナーについて

- (1) 医療科学セミナーとして講演会への1回の参加は、1コマ(2時間)の出席に換算する。
- (2) 医療科学セミナーは、必修の共通科目として在学期間で30時間を修得する。
- (3) 医療科学セミナーとしての講演会を1年間に3回開催する。開催担当は、生体情報検査科学領域、医用量子科学領域、医用生体工学領域の順とする。

また、コンプライアンスセミナー、研究倫理セミナー、研究セミナー、シンポジウム及び大学院医療科学研究科 学位論文発表会は、それぞれ1コマ分の授業に換算し、合計8コマ分の医療科学セミナーを1年間の授業とする。ただし、2年次は学位論文発表会を1コマに含めないため1年間の授業は合計7コマとなる。

- (4) 在学期間内で、医療科学セミナー6回、コンプライアンスセミナー2回、研究倫理セミナー2回、研究セミナー2回、同シンポジウム2回、学位論文発表会1回の計15回の参加をもって、2単位(30時間)とする。
- (5) 就業の都合で(3)に定めた医療科学セミナーにやむを得ず出席できなかった場合は、社会人学生に限り、後日 Knowledge Deliver にて配信される当該医療科学セミナー講演の動画を視聴し、講演要旨と必要事項を記入した所定の書類(医療科学セミナー出席認定申請書)を提出し、研究科長が当該医療科学セミナーへの出席を認定する。ただし、演者によっては動画として録画されない場合や、講演から配信まで数ヶ月かかる場合がある。
- (6) 他の学内の講演会(保健学セミナー等)に出席した場合、所定の書類(医療科学セミナー振替認定申請書)を提出し、研究科長が当該医療科学セミナーへの振替を認定する。なお、提出は、講演会終了後2週間以内とする。社会人学生については、指導教員及び領域長の認めた学外の学術講演会も可とする。
- (7) 医療科学セミナーの評価は、15回の出席で100点と評価する。以後1回の欠席毎に5点減ずる。9回以下の出席は単位未修得と判定する。欠席分を他の講演会等で補い、所定の書類を提出し認定を受けた場合(在学期間内で4回まで振り替え可能)は出席扱いとし評価に加える。

#### 4. 博士後期課程の履修について

##### 1) 授業科目 履修届・履修変更届

修士課程に準ずる。

##### 2) 履修科目申告票

修士課程に準ずる。

##### 3) 修了要件

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、共通科目を必修科目として4単位、専門科目から10単位以上の合計14単位以上を修得する。
- (2) 参考論文は、原則、最終年次の博士論文提出までに、査読付きの学術雑誌に論文(第一著者で指導教員との共著であること。投稿日は入学後であること。紀要、研究報告書は不可。短報はその内容による。)を1編以上投稿し採択されることとする。
- (3) 上記(1)(2)を満たした上で博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

ただし、英文(国際学術雑誌でインパクトファクターがあるもの)で査読付きのものを学位論文として申請する場合は、自著(第一著者)1編をもって学位論文として申請することができる。

この場合、指導教員と共著であれば、参考論文は必要としない。また、指導教員と共著でない場合は、参考論文は、第一著者でなくてもよい。修了した者には博士（医療科学）の学位を授与する。

#### 4) 学位申請要件

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」より、以下のセミナーの受講を学位申請要件とする(eラーニングやDVDでの聴講受講も可)。

- 【1】研究倫理セミナー(年1回)
- 【2】コンプライアンスセミナー(年1回)
- 【3】APRIN eラーニングプログラム

#### 5) 分野合同研究セミナーについて

他分野と連携を深めるために、分野合同研究セミナーを年に2回（2年生：9月、3年生：7月、秋入学生は1年生：9月、2年生：7月）全学生、全指導教員の参加の下で行う。セミナーでは学生が各分野の特別研究状況を発表（1人15分程度、ハンドアウト約30部発表者が用意）し、その内容の知識、技術、考え方、解決すべき問題点を共有して、それに対して分野間を超えた意見交換を行い、それを参考にして研究の進展を図る。分野合同研究セミナーは、各分野の特別研究のコマ数に換算する。

## 大学院医療科学研究科 研究指導計画

### 【博士後期課程】

研究の進行は、大学院生のこれまでの研究歴・研究テーマ等により様々であるが、以下に博士後期課程3年間の特別研究の標準的流れを示す。

#### <研究指導の学年次スケジュール>

##### 1年次：

4月～7月	先行研究の調査、予備的検討
7月末	研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
8月～11月	倫理委員会等への申請 実験・調査の開始
12月～3月	学会発表

##### 2年次：

4月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
5月～9月	参考論文の投稿 追加実験・調査の計画と実行
9月	合同研究セミナー
10月～3月	追加実験結果の学会発表

##### 3年次：

4月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
5月～7月	追加実験・調査結果の論文投稿 学位論文の作成または投稿
7月	合同研究セミナー
11月上旬	学位論文・要旨の提出 研究実績報告書の提出
12月～2月	*学位論文の審査 (最終試験、学位論文発表会)
2月	合否決定
3月	論文集提出

\*学位論文の審査については、学位論文審査手続要領に示す。

長期履修学生については、上述のスケジュールとは異なり、指導教員と相談して進めていく。

## 【修士課程】

研究の進行は、大学院生のこれまでの研究歴・研究テーマ等により様々であるが、以下に修士課程2年間の特別研究の標準的流れを示す。

### ＜研究指導の学年次スケジュール＞

#### 1年次：

4月～7月	先行研究の調査、予備的検討
7月末	研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
8月～11月	倫理委員会等への申請 実験・調査の開始
12月～3月	研究グループ内での進捗状況報告会 学会発表

#### 2年次：

4月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
5月～9月	追加実験・調査の計画と実行 研究グループ内での進捗状況報告会 追加実験・調査結果の学会発表
10月	学位論文の作成
11月上旬	学位論文審査申請書の提出
1月上旬	学位論文の提出 研究実績報告書の提出
1月	*学位論文の審査 最終試験
2月	合否決定 論文集原稿提出 学位論文発表会

\*学位論文の審査については、学位論文審査手続要領に示す。

長期履修学生については、上述のスケジュールとは異なり、指導教員と相談して進めていく。

### 【博士後期課程（秋入学生）】

研究の進行は、大学院生のこれまでの研究歴・研究テーマ等により様々であるが、以下に博士後期課程3年間の特別研究の標準的流れを示す。

#### ＜研究指導の学年次スケジュール＞

##### 1年次：

10月～1月	先行研究の調査、予備的検討
1月末	研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
2月～7月	倫理委員会等への申請 実験・調査の開始
8月～9月	学会発表
9月初旬	合同研究セミナー

##### 2年次：

10月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
12月～3月	参考論文の投稿 追加実験・調査の計画と実行
4月～9月	追加実験結果の学会発表
7月初旬	合同研究セミナー

##### 3年次：

10月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
11月～1月	追加実験・調査結果の論文投稿 学位論文の作成または投稿
5月上旬	学位論文・要旨の提出 研究実績報告書の提出
6月～7月	*学位論文の審査 (最終試験、学位論文発表会)
8月	可否決定
9月	論文集提出

\*学位論文の審査については、学位論文審査手続要領に示す。

長期履修学生については、上述のスケジュールとは異なり、指導教員と相談して進めていく。

## 【修士課程（秋入学生）】

研究の進行は、大学院生のこれまでの研究歴・研究テーマ等により様々であるが、以下に修士課程2年間の特別研究の標準的流れを示す。

### ＜研究指導の学年次スケジュール＞

#### 1年次：

10月～1月	先行研究の調査、予備的検討
1月末	研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
2月～5月	倫理委員会等への申請 実験・調査の開始
7月～9月	研究グループ内での進捗状況報告会 学会発表

#### 2年次：

10月末	研究実績報告書を指導教員と作成し事務部へ提出 研究指導計画書を指導教員と作成し事務部へ提出
11月～3月	追加実験・調査の計画と実行 研究グループ内での進捗状況報告会 追加実験・調査結果の学会発表
4月	学位論文の作成
5月中旬	学位論文審査申請書の提出
7月上旬	学位論文の提出 研究実績報告書の提出
7月	*学位論文の審査 (最終試験、学位論文発表会)
8月	合否決定 論文集原稿提出

\*学位論文の審査については、学位論文審査手続要領に示す。

長期履修学生については、上述のスケジュールとは異なり、指導教員と相談して進めていく。

## 修得単位数

### [修士課程]

#### 1) 生体情報検査科学領域

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	4 単位		
生体情報検査科学分野	22 単位		
共通科目または特論		4 単位以上	4 単位以上
合 計	30 単位以上		

#### 2) 生体情報検査科学領域（遺伝カウンセリング分野）

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	10 単位		
遺伝カウンセリング分野	29 単位		
合 計	39 単位以上		

#### 3) 生体情報検査科学領域（生殖補助医療分野）

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	12 単位		
生殖補助医療分野	20 単位		
専攻していない分野の特論	2 単位		
合 計	34 単位以上		

## 4) 医用量子科学領域

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	2 単位		
医用量子科学分野	22 単位		
共通科目または専攻していない分野の特論		6 単位以上	6 単位以上
合 計	30 単位以上		

## 5) 医用量子科学領域 (医学物理学分野)

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	2 単位		
医学物理学分野	16 単位		
共通科目または特論		12 単位以上	12 単位以上
合 計	30 単位以上		

## 6) 医用生体工学領域

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	2 単位		
医用生体工学分野	22 単位		
共通科目または専攻していない分野の特論		6 単位以上	6 単位以上
合 計	30 単位以上		

[博士後期課程]

1) 生体情報検査科学領域、医用量子科学領域、医用生体工学領域

授 業 科 目	修 得 単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
共通科目	4単位		
生体情報検査科学分野	6単位	4単位	各分野毎に10単位
医用量子科学分野	6単位	4単位	
医用生体工学分野	6単位	4単位	
合 計	14単位以上		

## 教育課程表

### [修士課程]

#### 1) 共通科目

分野	科目名	単位数 (時間数)		1年		2年		備考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	
共通科目	医療科学セミナー	2 (30)		1		1		生体情報検査科学領域においては、生体情報検査科学セミナーを必修科目とする。ただし、遺伝カウンセリング分野は除く。
	アントレプレナーシップ 概論		2 (30)	2				
	生命倫理学		2 (30)	2				
	免疫学概論		2 (30)	2				
	医療情報処理学		2 (30)		2			
	臨床遺伝学		2 (30)		2			
	生体情報検査科学セミナー		2 (30)	2				
	分子遺伝学特論		2 (30)	2				
	コンサルテーション論		2 (30)		2			
	生体情報工学		2 (30)		2			
	放射線情報処理学		2 (30)		2			
	放射線基礎医学		2 (30)		2			
	放射線衛生学		2 (30)	2				
	磁気共鳴画像解析学		2 (30)	2				
	環境・病態生理学		2 (30)		2			
臨床医工学		2 (30)	2					
医療ロボット工学		2 (30)	2					

## 2) 生体情報検査科学領域

分野	科目名	単位数 (時間数)		1年		2年		備考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	
生体情報検査科学分野	生体情報検査科学特論Ⅰ		2 (30)	2				遺伝カウンセリング分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、コンサルテーション論を必修科目とする。
	生体情報検査科学特論Ⅱ		2 (30)		2			
	疾患モデル科学特論		2 (30)	2				
	先端医療開発論		2 (30)	2				
	臨床研究・治験概論		2 (30)	2				
	臨床研究コーディネート実習		2 (60)		2			
	生体情報検査科学演習		6 (180)	2	2	2		
	生体情報検査科学特別研究		12 (360)		4	4	4	
遺伝カウンセリング分野	基礎人類遺伝学		2 (30)	2				生殖補助医療分野を専攻した場合は、共通科目の免疫学概論、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、環境・病態生理学、生体情報検査科学領域の疾患モデル科学特論を必修科目とする。
	基礎人類遺伝学演習		2 (60)	2				
	臨床遺伝学演習		2 (60)		2			
	遺伝関連情報・情報検索方法演習		1 (30)		1			
	遺伝医療と社会		2 (30)	2				
	遺伝医療と倫理演習		1 (30)	1				
	遺伝カウンセリング		1 (15)	1				
	遺伝カウンセリング演習		2 (60)		2			
	遺伝カウンセリング実習		6 (180)		4	2		
	遺伝カウンセリング特別研究		10 (300)		2	4	4	
生殖補助医療分野	生殖補助医療特論		2 (30)	2				
	生殖補助医療演習Ⅰ		4 (120)	2	2			
	生殖補助医療演習Ⅱ		4 (120)			2	2	
	生殖補助医療特別研究		10 (300)			5	5	

\* 生体情報検査科学分野の学生は「生体情報検査科学特論Ⅰ」「生体情報検査科学特論Ⅱ」を必修とする。

### 3) 医用量子科学領域

分野	科目名	単位数 (時間数)		1年		2年		備考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	
医用量子科学分野	医用量子科学特論		4 (60)	2	2			医学物理学臨床実習を選択する場合は、医学物理学演習の受講を必須とする。
	医用量子科学演習		6 (180)	2	2	2		
	医用量子科学特別研究		12 (360)	1	3	4	4	
医学物理学分野	医学物理学特論		2 (30)	2				
	総合医理工学特論		2 (30)		2			
	医学物理学演習		4 (120)	2	1	1		
	医学物理学臨床実習		4 (120)	4				
	医学物理学特別研究		10 (300)	1	2	3	4	

### 4) 医用生体工学領域

分野	科目名	単位数 (時間数)		1年		2年		備考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	
医用生体工学分野	医用生体工学特論 I		2 (30)	2				
	医用生体工学特論 II		2 (30)		2			
	医用生体工学演習		6 (180)	2	2	2		
	医用生体工学特別研究		12 (360)		4	4	4	

[博士後期課程]

分野	科目名	単位数 (時間数)		1年		2年		3年		備考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	医療科学概論	2 (30)		2						
	医療科学研究論	2 (30)			2					
生体情報検査科学分野	生体情報検査科学特論		2 (30)	2						
	生体情報検査科学演習		2 (30)		2					
	生体情報検査科学特別研究	6 (180)			1	1	2	1	1	
医学分野 医用量子科学	医用量子科学特論		2 (30)	2						
	医用量子科学演習		2 (30)		2					
	医用量子科学特別研究	6 (180)			1	1	2	1	1	
医学分野 医用生体工学	医用生体工学特論		2 (30)	2						
	医用生体工学演習		2 (30)		2					
	医用生体工学特別研究	6 (180)			1	1	2	1	1	

# 学位論文審査手続要領

2026年4月1日改定

## 1. 趣旨

大学学位規程に基づき、学位論文の審査手続きは以下の要領によるものとする。

## 2. 学位論文審査申請

### (1) ①修士論文の場合

学生は指導教員の承認を得て学位論文の題目を定め、修了年度の11月上旬までに、学位論文審査申請書（様式療-1）を医療科学教学課へ提出する。学位論文（データ）については、修了年度の1月中旬までに医療科学教学課へ提出する。

### ②博士論文の場合

学生は指導教員の承認を得て学位論文の題目を定め、修了年度の11月上旬までに、学位論文（データ）、参考論文、論文目録（様式療-10）、論文内容の要旨、履歴書（様式療-11）、単位修得（成績）証明書1部を学位論文審査申請書（様式療-12）に添えて医療科学教学課へ提出する。

- (2) 期日までに学位論文審査申請書を提出しない者は、学位論文を申請しないものとみなす。
- (3) 医療科学教学課は、学位論文が提出され次第、速やかに当該論文の審査委員に引き継ぐ。学生は、学位論文データを主査・副査に事前にメール等で提出すること。
- (4) 学位論文審査及び最終試験は、提出された学位論文に関連した内容について、口頭又は筆答により行う。
- (5) 審査の結果、その内容が著しく不備な場合には、論文の再提出を求めることができる。（学位規程第17条）

## 3. 学位論文審査及び審査結果報告

### (1) ①修士論文審査の場合

指導教員は、学位論文審査及び最終試験委員候補者名簿（様式療-3）を11月下旬までに医療科学教学課へ提出する（主査1名、副査2名）。

- ・主査は研究科の教授、副査は教授または准教授とし、学位論文審査及び最終試験委員候補者名簿に基づき研究科委員会で決定する。
- ・審査委員（主査及び副査）には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。

### ②博士論文審査の場合

研究科長、副研究科長、大学院教務委員長、分野長が合議によって主査、副査を指名し（選考委員会）、論文受理の可否を研究科委員会にて決定する。

- ・主査は研究科の教授、副査は教授または准教授とする。
  - ・学位申請者の指導教員は、主査及び副査になることができない。
  - ・審査の対象となる主論文の共著者は主査になることができない。
  - ・原則として主査、副査のうち1名は他分野、あるいは医学研究科の博士課程専攻分野担当教授、保健学研究科の研究指導教員をもって充てる。
  - ・主査と副査の判断により、必要に応じ指導教員の陪席を許可することができる。(ただし審査においては、学位審査の透明性・客観性を担保する)
- (2) 審査委員は、論文の審査及び最終試験を1月下旬までに実施する。
- (3) 審査委員(主査)は、学位論文合否審議(研究科委員会)の資料として、学位論文審査及び最終試験結果報告書(様式療-4)を医療科学教学課へ提出する。
- (4) 学位論文合否審議(研究科委員会)において論文題目等の修正が必要となった場合、審査委員(主査)は、修正した論文抄録を医療科学教学課へ再度提出する。

### 学位論文審査手続きの流れ

	修士課程	博士後期課程
11月 月上旬	「学位論文審査申請書」の提出	学位論文等申請書類一式の提出
11月 中旬 ～ 12月 下旬	「学位論文審査及び最終試験委員候補者名簿」を提出(指導教員より)	選考委員会にて主査、副査を指名し、論文受理の可否を研究科委員会で決定 「論文抄録」提出
1月 月上旬 ～ 中旬	学位論文提出 ・論文試問・最終試験 ・「論文抄録」提出	公表手数料納入 論文発表会 修正がある場合、論文及び論文内容の要旨を再提出(医療科学教学課へ)
1月 下旬	審査委員(主査・副査)「学位論文審査及び最終試験結果報告書」を提出	
2月 月上旬	研究科委員会にて合否審議 論文集原稿提出	研究科委員会にて合否審議 論文及び論文内容の要旨の校正開始 学位論文最終版提出(PDFデータ)
2月 下旬	論文発表会	
3月	学位授与	学位授与
学位授与後3ヵ月以内:博士論文内容要旨および博士論文審査結果の要旨を公表		

# 学位論文における評価の考え方

## 医療科学専攻修士課程

本大学院医療科学研究科修士課程を構成する生体情報検査科学、医用量子科学、医用生体工学の3領域は、学問分野としては自然科学から社会科学に幅広くまたがっている。これらの領域は、それぞれに特徴ある歴史と発展があり、研究に対する手法と評価に対する判断の相違もありうるが、医療科学研究科として同一の基準で評価・判定されることが必要であると見え、以下にその基準となる考え方および評価項目を示す。

### 1. 評価基準の考え方

修士課程の研究では、課題とその結果だけを重要視するのではなく、研究課題に対する院生の取り組み方および結論を得るまでの過程で、いかなる考察がありどのように努力がなされたかもまた重要である。

修士課程の研究で期待されていることは、ひとつの課題を定め、目標を目指して研究を推進することであり、その際、課題または研究手法における新規性が重要であると同時に、研究を推進していく過程での努力も大切である。すなわち、研究の背景・意義への認識、研究に先立つ事前調査と他者の研究状況の把握、使用装置や材料ならびに手法に関する理解と取り扱い技術の習熟、自主的な研究推進、多面的で深みのある考察、研究の発展性や展望への洞察、他者への説明などに対する努力と倫理面への配慮である。

### 2. 評価項目

#### 1) 修士論文の質に関する項目

- (1) 新規性（独創性）があること。新規性とは、たとえば、新しい現象・事実の発見、新しいまたは必要な技術・技法の開発、既存技術の改良、未解決問題の解決、従来への解釈・見解とは異なる所見、研究方法の斬新さ、研究の切り口（側面）の違い、特徴的な分析方法、などをさす。
- (2) 先行研究を理解していること（先行文献の調査・検索など）。
- (3) 課題に対する研究方法が適正かつ科学的であること。
  - ① 調査資料の収集方法あるいは実験の手法と手順
  - ② 調査資料あるいは実験データの分析方法
- (4) 論旨の展開に一貫性があること。
  - ① 課題と内容の整合性
  - ② 目的と結論の整合性
  - ③ 方法、結果、結論の整合性
  - ④ 結果に基づいた考察
  - ⑤ 結論の導き方（短絡や飛躍をしていないか）
- (5) 成果の帰納化を考えていること。
- (6) 必要な倫理的配慮がなされていること。

#### 2) 院生の修士論文に対する姿勢・努力に関する項目

- (1) 研究課題の決定に際し、課題や文献を十分に理解したか。
- (2) 問題が生じたり、行き詰まったとき、解決できるように主体的に努力したか。
- (3) 結論を得るまでに十分な考察を行ったか。
- (4) 指導教員その他と十分な討論を重ね、独りよがりではない論理的・客観的な成果を得る努力をしたか。

## 医療科学専攻博士後期課程

### 博士論文の評価基準

#### 1. 基本要件

- (1) 博士論文は、学位を申請する者が、本大学院医療科学研究科博士後期課程ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものであること。
- (2) 博士論文は、申請者自身の単著とし、他人の論文ないし研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- (3) 博士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- (4) 博士論文は、必要に応じて「医学研究倫理審査委員会」「組換え DNA 実験安全委員会」「動物実験委員会」等の承認を得て適正に行われた研究に基づき作成されたものであること。

#### 2. 論文の構成

博士論文は、以下の要件を満たす構成とする。

- (1) 論文の題目が適切であること。
- (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 目的に沿った研究方法が記述されていること。
- (4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
- (5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
- (6) 目的に対応した結論が適切に導き出されていること。
- (7) 文献引用等が適切になされていること。
- (8) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

#### 3. 内容

博士論文の内容は、以下の項目について評価する。

- (1) 専攻分野において国際水準での十分な学術的価値を有すること。  
学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の創出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。
- (2) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、かつ高い独創性を有するものであること。
- (3) 選択したテーマと研究方法に従ってデータなどを的確に収集・処理していること。
- (4) 研究のプロセスに関して詳細に記載されていること。
- (5) 個々の図や表のデータの分析と解釈が詳細に記載されていること。
- (6) 論理的に一貫した構成と内容を有しており、高いレベルで完結性を有すること。
- (7) (1) から (6) までの項目に加えて、特筆すべき内容があれば、それも評価の対象とする。

# 修士論文作成要領

2025年4月1日改定

## 1. 学位論文（修士論文）及び論文抄録の書き方

学位論文、論文抄録は次の様式、およびテンプレートに記した内容に従って執筆する。

### 1) 使用ツール

パソコンの文章及び図表作成ソフト等を使用して、A4判紙に横書きで作成する。

### 2) 学位論文の構成

#### (1) 全体構成

全体の構成は、表紙、本文、文献の順とする。

#### (2) 表紙 (P. 76 論文フォーマット1 参照)

表紙には、〇〇年度修士論文、論文題目（和文及び英文）、専攻、領域、分野、学籍番号及び氏名、指導教員氏名を、この順で記載する。

#### (3) 本文 (P. 77、78 論文フォーマット2 参照)

本文は、論文題目（和文及び英文）、所属、領域、分野、学籍番号及び氏名、指導教員、要旨、本論とし、第1ページからこの順に記述する。

#### (4) 謝辞は、必要に応じて本文の最後に記載する。

### 3) 本文の書き方 (P. 77、78 論文フォーマット2)

#### (1) 論文題目

和文はMS明朝12ポイント、副題を付ける場合は「—（長棒線）」で前後をはさむ。  
英文はTimes New Roman 12ポイントの太字で、名詞等の頭文字は大文字で表記する。  
副題を付ける場合は「:（コロン）」で区別する。

#### (2) 要旨

本研究論文を400~600字（英文の場合160~240 words）程度に要約して記述する。

#### (3) 本論

- ・文字数（図表、写真を除く）は、8,000~16,000字（英文の場合3,200~6,400 words）程度とする。
- ・用字は原則として「常用漢字」を用い、仮名は「新仮名づかい」とする。
- ・上下左右に各2.5cmの余白をとり、10ポイントフォントにて1ページあたり21文字×42行程度、2段組で入力する。（図表を多く含む論文を2段組で執筆する場合は図の回り込みなどが煩雑になるため、草稿段階では1段組で執筆し、指導教員の修正を経てから2段組に編集すると良い。）
- ・本論は、原則として、1. はじめに（Introduction）、2. 材料（対象）及び方法（Materials & Methods）、3. 結果（Results）、4. 考察（Discussion）、5.

結論 (Conclusion) の順に記述する。

- ・見出し (項目分け) は、アラビア数字とローマ字を用いて 1, A, 1), a), ... のようにする。
- ・学術用語等の略語は、初回は正式名を記述した後、括弧内に略号を書き、2 回目以降はそのまま用いてよい。(例: Computed Tomography (以下 CT と略す) ...)

#### (4) ページとランニングタイトル

本文各ページ下中央に、ページ番号を記入する。偶数ページのヘッダーにランニングタイトルを入れる。

#### (5) 図表・写真

- ・図表・写真は本論中に適宜挿入する。ただし、図表・写真 (式も含む) などは 1 段組形式で挿入してもよいが、その場合に本論は図表等の前で右段に移り、図表等の次は左段から書く。出現の順に従って、図 1、表 2、- - などと番号を付け、表のタイトルは上部に、図のタイトルは下部に記載する。それぞれの説明は、原則として本論によらなくても理解できる程度に、単位を明示し、記号の説明もいれて、図表下部に記述する。
- ・写真等における倍率表示はスケールバー、対物レンズ倍率、最終プリント倍率のいずれかを用いる。

#### (6) 脚注

- ・脚注は、本論中に書くにはそぐわない特殊な内容について、特に説明を必要とする場合に用いる。
- ・脚注は、本論の当該部分に括弧を施し、(註 1) のごとく番号を付ける。番号はページごとに新たにおこし、通し番号とはしない。

#### (7) 文献

- ・引用文献は本論で引用した順に通し番号をつけ、番号順に配列する。
- ・文献名は以下のように記述する。  
雑誌を引用する場合: 【著者: 論題. 雑誌名 (欧文は斜体で). 出版年; 巻号: 頁.】  
書籍を引用する場合: 【著者: 題名. 書名. 出版社, 出版地. 出版年; 頁.】
- ・実際の記述例は論文テンプレートを参考にすること。  
(表記例はフジタメディカルジャーナル投稿規定に従う。)

### 4) 論文抄録 (P. 79 抄録フォーマット参照)

- ・論文抄録は、修士論文発表会にて抄録集として配布されるものである。
- ・論文抄録は、抄録フォーマットに従って、目的、材料 (対象) 及び方法、結果、考察 (結論) を分かりやすく書く。
- ・A 4 判縦の用紙 1 ページに収まる内容とする。上下左右に 3.0cm の余白をとり、冒頭部分は 1 段組みとして、論文題目 (和文及び英文)、領域及び分野、指導教員名、学籍番号、氏名を書く。本文は 20 文字×30 行程度の 2 段組み和文で 1,200 字以内 (英文の場合も A 4 判縦の用紙 1 ページ以内) とする。少なくとも 600~800 字 (英文の場合 240~320 words) 程度の内容は掲載すること。図表を掲載してもよい。

- ・論文抄録は提出されたものを編集せずに印刷する。体裁を統一するため、前項の書式を満たしていないものについては修正を求めることがある。

## 2. 学位論文（修士論文）発表会の概要

### 1) 発表形式

- (1) 発表 15 分、質疑応答 5 分を原則とするが、教務委員会がその年度の状況を考慮し一人当たりの発表・質疑応答時間を決める。発表者は決められた時間を厳守する。発表に際しては、パソコンの使用を原則とする。補助的に印刷物の配布や図の掲示も許可する。
- (2) 事前に提出された論文抄録が、抄録集として参加者に配布される。

### 2) 発表会の進行

- (1) 司会・進行は教務委員（長）が務める。
- (2) 座長は領域毎に研究科教員から選抜する。
- (3) タイムキーパーは、大学院生が務める。
- (4) 発表会準備、各係りの役割等は原則として大学院教務委員と大学院生を中心として実施する（発表前日に準備をする）。

### 3) スライド作成要領

- (1) パワーポイント、キーノート等のプレゼンテーションソフトを用いて 4 : 3 のサイズで作成し、事前に動作確認を行う。Mac のパソコンを使用する場合は、各自でパソコンを準備する。
- (2) 枚数の制限はない（但し、発表時間厳守につき、多すぎないように）。
- (3) フォント及びフォントサイズは、はっきり分かるよう充分配慮して作成する。

論文フォーマット 1

余白上下各 3cm、左右 2.5 cm

(改行 3 行)

**2026 年度修士論文**

(14p 明朝 太字 中央)

(改行 2 行)

**化学的分解法によるニューロメラニンの構造研究**

(16p 明朝 太字 中央)

**Structure of Neuromelanin as Studied**

**by Chemical Degradative Methods**

(16p Times New Roman 太字 中央)

(英文題目の名詞等の頭文字は大文字で表記する)

(副題を付ける場合は、和文は「— (長棒線)」、英文は「: (コロン)」で区別する)

藤田医科大学大学院 医療科学研究科 医療科学専攻 (14p 明朝 左ツメ)

〇〇〇〇学領域 〇〇〇〇学分野 (14p 明朝 左ツメ)

(改行 1 行)

(14p 明朝 太字 右ツメ 最終行) **学籍番号 86025105 藤田 花子**

(改行 1 行)

(12p 明朝 右ツメ) **指導教員 藤田 太郎 教授**

(改行 3 行)

余白上下左右各 2.5cm

(改行 1 行)

## 化学的分解法によるニューロメラニンの構造研究

(改行 1 行)

(12p 明朝 太字 中央)

### Structure of Neuromelanin as Studied by Chemical Degradative Methods

(改行 1 行)

(12p Times New Roman 太字 中央)

藤田医科大学大学院 医療科学研究科 医療科学専攻 (11p 明朝 左ツメ)

〇〇〇〇領域 〇〇〇〇分野 (11p 明朝 左ツメ)

(改行 1 行)

(11p 明朝 太字 右ツメ) 学籍番号 86025105 藤田 花子

(改行 1 行)

(10p 明朝 右ツメ) 指導教員 藤田 太郎

(改行 2 行)

**要旨**：(太字) 止血および血液凝固過程には、血小板と血漿中の様々なタンパク質が関与しているがその相互作用は不明である。本研究では、血液凝固因子と血小板レセプターに注目し、.....

.....であることを明らかにした。

(改行 1 行)

#### 1. はじめに (太字)

近年 NAP22 のミリスチル基がカルモジュリン (CaM) との相互作用に必須であることが示された<sup>1-3</sup>。pp60v-/c-src の N 末端にも翻訳後修飾によりミリスチル基が付加されるが、その機能は膜画分へ pp60v-/c-src が移行する際のアンカーと考えられていた<sup>4</sup>。しかしながら、NAP22 と pp60v-/c-src とのミリスチル化領域のアミノ酸配列の相同性により、

そこで、実際に CaM が pp60v-/c-src のミリスチル基依存的に相互作用するのか、また、リン酸化により CaM との相互作用が阻害されるのかについて実験的な検証を pp60v-/c-src の N 末端に相当するアミノ酸配列を持ったペプチド、ミリスチル化されたペプチド、リン酸化されたペプチドを用いて行った。

(改行 1 行)

#### 2. 材料と方法 (太字)

1) 試薬：トリブシン、ATP、カルモジュリン

アガロースビーズは Sigma 社より購入した。

2) ペプチド合成 : SIGMA Genosys 社に依頼した。

また臨床応用に関する問題点としては・・・

・・・・・・今後、さらにこのような課題を解き明かしていくことが必要であると思われる。

(改行 1 行)

**5. 結論** (太字)・・・略しても良い。

(改行 1 行)

**謝辞** (太字)

(改行 1 行)

文献・・・以下のように記載

11) 雑誌の場合

**【著者: 論題. 雑誌名(欧文の場合斜体で記述). 出版年; 巻(号): 頁.】**

1. 藤田啓介, 伊藤 圓, 丸田一裕, 嶋田芳子, 新美元, 坂本芳子: 癌患者における尿中の putrescine 対 ornithine 比について. 藤田学園医会誌. 1977 ; 1 : 115-118.

2. Fujita K, Maruta K, Teradaira R, Beppu H, Shinpo K, Maeno Y, Ito T, Nagatsu T, and Kato T: Dopamine  $\beta$ -hydroxylase activity in human cerebrospinal fluid and serum. *J.Neurochem.* 1977; 29: 1141-1142.

3. Shepp LA and Logan BF: The Fourier reconstruction of a head section. *IEEE Trans.* 1974; NS-21(6): 21-43.

2) 書籍の場合

**【著者: 題名. 書名. 出版社, 出版地. 出版年; 頁.】**

4. 藤田啓介(編集): 医学領域における生化学. 広川書店, 東京. 1976 ; pp. 31-35.

5. 永津俊治: アミンについて. 内菌耕二, 五十嵐正雄編「脳の活性物質」. 医学書院, 東京. 1975 ; pp. 7-29.

6. Johnston VP and Roots BI: Nerve Membrane-A study of the biological and chemical aspects of neuroglia relationships. Pergamon Press, Oxford. 1972; pp. 4-71.

10) 相互作用の測定 : pp60v-c-src の N 末端領域に相当するペプチドを用いて相互作用の測定を行った。CaM 固定化量の 2 倍の量を最大としてペプチドを添加していき、振動数の変化を記録した。

(改行 1 行)

**3. 結果** (太字)

1) 血小板活性化タンパク質の精製

血小板抽出液をゲル濾過にかけたときの分画パターンを図 1 に示す。

・・・・・・であった。

(改行 1 行)

**4. 考察** (太字)

これまでの先行研究に加え、本研究では・・・であることが初めて明らかとなった。タンパク質の収量が少なかった原因としては・・・・。

余白上下左右各 3cm

Multi Slice CT を用いた冠動脈壁プラークの体積測定に関する研究

(12p 明朝 太字 中央)

Volume Measurement of Intracoronary Plaque with Multi-Slice CT

(12p Times New Roman 太字 中央) (改行 1 行)

〇〇〇〇領域 〇〇〇〇分野 (11p 明朝 左ツメ)

(11p 明朝 太字 右ツメ) 学籍番号 86025301 藤田 衛二  
(改行 1 行)

(10p 明朝 右ツメ) 指導教員 藤田 保一 教授  
(改行 1 行)

目的：マルチスライス CT (MSCT) を用いた  
Coronary CT Angiography (Coronary CTA) 検  
査における冠動脈壁プラークの体積測定に影  
響を与える因子を・・・



図 1 体積計測結果

方法：CT 装置には 64 列 MSCT (Aquilion64 メ  
ディカル製) を使用した。模擬冠動脈ファン  
トムの作成には・・・

考察：血管断面積は血管周囲組織が空気の場合  
(CT 値差 900HU) と最大になり、血管周囲  
組織が水で・・・

材料：血管内腔物質にはパラフィンワックス  
(〇〇社製) を使用した。

対象：CoronaryCTA を施行した冠動脈疾患患  
者 65 名を対象とした。

結果：血管周組織が血管断面積に及ぼす影響  
として、血管周囲が空気の場合の血管面積は、  
血管内腔物質がパラフィンワックスで・・・

結論：以上の結果より・・・

体積測定結果を図 1 に示す。

# 博士論文作成要領

2025年4月1日改定

## 1) 博士論文の様式

博士論文は日本語または英語のいずれかで作成する。

博士論文の構成は次のとおりとする。

### (1) 表紙

フォーマットを参照

### (2) 英文タイトル、英文要旨 (abstract)

フォーマットを参照

### (2) 目次

右図を参照

### (3) 本文

以下のように章に区分して記述する。

#### 第1章 緒論

1.1 研究の背景

1.2 研究の目的

#### 第2章 ○○の解析方法

2.1 使用機器

2.2 ○○法の概要

.....

#### 第3章 ○○

3.1 ○○

3.2 ○○

.....

.....

#### 第X章 結論

X.1 結論

X.2 残された課題

図表の caption は英文で記す。

### (4) (必要があれば) 付録

### (5) 文献

引用文献は本文での出現順に通し番号をつけ、番号順に配列する。

各章ごとに文献を記載してもよい。

文献標記はフジタメディカルジャーナル投稿規程に従う。

目次	
第1章 緒論	
1.1 研究の背景	---- 1
1.2 研究の目的	---- 5
第2章 ○○の解析方法	
2.1 使用機器	---- 6
2.2 ○○法の概要	---- 8
2.3 .....	
第3章 ○○○	
3.1 ○○	
3.2 ○○	
i	

## (6) (謝辞)

- ・ A4 サイズ横書き、上下左右の余白は各 25 mm 程度とする。
- ・ 日本文は明朝 11 ポイント、英数字は Times New Roman 11 ポイントとする。  
(図表の caption は 10 ポイントとする)
- ・ (日本語論文の場合) 1 行 40 文字程度、1 ページ 35~40 行程度を目安とする。
- ・ 図表を適当な位置に配置する。
- ・ 図表の番号は Fig.1-1, Table 2-1 のように、章ごとに番号を付する。
- ・ 両面印刷とする。
- ・ 本文以降、ヘッダーにランニングタイトル (第〇章 〇〇〇) をつける。
- ・ 本文以降、フッター中央に通しのページ数をつける。
- ・ 論文 (本文、図表) は 50~100 ページ程度とする。(表紙、タイトル、要旨、目次、文献、謝辞は含まない)

## 2) 博士論文の製本

論文審査、最終試験に合格した博士論文は、永年保存に耐えるようにハードカバーで製本し、研究科委員会へ 3 部提出する。

- ・ ハードカバーは黒色とする。
- ・ 表紙及び背表紙には、金文字で「論文題目」「年号」「氏名」を記載する。

表紙

〇〇〇〇年度 学位申請論文
モンテカルロ法を用いた高エネルギー陽子線の 物理特性の解析 (英文の場合は英文タイトル、フォントは Times New Roman)
藤田医科大学大学院医療科学研究科 医療科学専攻 博士後期課程 (指導: 藤田 保 教授)
藤田 健

背表紙

論 文 題 目  〇 〇 年  氏 名
---

## 3) 博士論文の内容要旨

論文審査、最終試験に合格した博士論文の内容を 1600 文字程度にまとめ、博士論文内容要旨を作成し、審査委員に提出する。(リポジトリ用)

#### 4) 博士論文発表会（公聴会）

発表 20 分、質疑応答 10 分を原則とするが、教務委員会がその年度の状況を考慮して一人当たりの発表・質疑応答時間を決める。発表者は決められた時間を厳守する。

発表に際しては、スライド（パワーポイント、キーノート等のプレゼンテーションソフト）を使用し、4：3のサイズで作成する。

補助的に印刷物の配布や図の掲示も許可する。

#### 5) 論文の公表について

2013 年 4 月 1 日から、学位規則の一部を改正する文部科学省令が施行され、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化推進の観点から、次のように改正された。

- ・博士論文（全文）を従来の印刷公表からインターネットの利用により公表することを義務化（学位授与後 1 年以内）
- ・論文内容の要旨及び審査結果の要旨を従来の印刷公表からインターネットの利用により公表することを義務化（学位授与後 3 か月以内）

ただし、「やむを得ない事由がある場合」博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる。

「やむを得ない事由」とは、

- 1 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 2 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文をインターネットの利用により公表すること。

#### 7. 藤田医科大学学術情報リポジトリによる公表

「学位論文公表に係る『藤田医科大学学術情報リポジトリ』登録書」を 1 月末日までに医療科学教学課へ提出すること。「博士論文」及び「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」は藤田医科大学学術情報リポジトリに登録され、インターネット上で公開されます。

※ 「博士論文」は学位授与後 1 年以内、「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」は学位授与後 3 か月以内にリポジトリに登録されます。

また、藤田医科大学図書館より、国立国会図書館に博士論文の電子データが送られ、国立国会図書館でも利用に供されることとなります。

〇〇〇〇年度 学位申請論文

モンテカルロ法を用いた高エネルギー陽子線の  
物理特性の解析

(英文の場合は英文タイトル、フォントは Times New Roman)

藤田医科大学大学院医療科学研究科  
医療科学専攻 博士後期課程

(指導：藤田 保 教授)

藤田 健

**Analysis of the Physical Characteristics of High-Energy Proton  
Beams by means of the Monte Carlo Simulation Method**

Ken Fujita

Fujita Health University Graduate School of Medical Sciences  
Doctoral Program in Medical Sciences

## 博士後期課程 学位授与申請手続について

### 1. 学位申請資格

医療科学研究科の博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得した者。

ただし、2年以上在学し、優れた研究業績をあげ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても申請することができる。

### 2. 提出書類

下記の提出書類、データ一式を揃えて、毎年指定される期日までに医療科学教学課まで提出してください。

#### 1) 学位論文審査申請書（様式療-12） 1部

#### 2) 学位論文（審査用）データ

自著1編とする。

1行40文字程度、1ページ35～40行程度を目安とし、論文全体の長さは50～100ページ程度とする。論文の書き方については藤田学園医学会誌に準ずるものとする。詳細は、P80「博士論文作成要領」参照。

ただし、英文（国際学術雑誌でインパクトファクターがあるもの）で査読付きのものを学位論文として申請する場合は、自著（第一著者）1編をもって学位論文として申請することができる（この論文が指導教員と共著の場合は参考論文を免除する）。

#### 3) 参考論文データ

学術雑誌に投稿し採択された学術論文を1編以上。

短報を参考論文として認めるかについては、その内容により判断する。

- (1) 第一著書であること（学位論文として第一著者で指導教員と共著でない IF ありの英文誌掲載原著を申請する場合に限り第一著者でなくてもよい）。
- (2) 査読付きのものであること。  
(和文の場合は、日本学術会議協力学術研究団体の学術雑誌に限る)
- (3) 紀要、研究報告書等は対象としないこと。
- (4) 掲載予定の学術論文を前項の学術論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること。

#### 4) 論文目録（所定用紙）データ

#### 5) 論文内容の要旨データ

1,600文字程度、横書き。

#### 6) 抄録データ（発表会用抄録フォーマット）

#### 7) 履歴書（所定用紙） 1部

8) 成績（単位修得）証明書	1部
9) 研究実績報告書	1部
10) 履修科目申告票	1部
11) 博士論文提出チェックリスト	1部
12) 公表手数料	金 20,000 円
13) 学位論文公表に係る『藤田医科大学学術情報リポジトリ』登録書	1部
14) 学位論文（提出用）	論文集（製本3部）

学位論文を Thesis で申請した場合には、合否決定後、最終版を印刷会社で校正し、論文集（製本3部）と PDF データを提出すること。

### 3. 審査委員について

研究科長、副研究科長、大学院教務委員長、領域長が合議によって主査、副査を指名し（選考委員会）、研究科委員会にて決定する。

- (1) 学位申請者の指導教員は、主査及び副査になることはできない。
- (2) 原則として主査、副査のうち1名は他分野、あるいは医学研究科の博士課程専攻分野担当教授、保健学研究科の博士後期課程の研究指導教員をもって充てる。
- (3) 主査と副査の判断により、必要に応じ指導教員の陪席を許可することができる。  
(ただし審査においては、学位審査の透明性・客観性を担保する)

### 4. 公開発表会について

学位論文の医療科学研究科委員会での合否審議の前に、以下のとおり公開発表会を開催する。

- (1) 発表 20 分、質疑応答 10 分を原則とする。  
ただし、教務委員会がその年度の状況を考慮して一人当たりの発表・質疑応答時間を決める。
- (2) 公開発表会の日程は、学位論文（博士論文）審査日程で指定する。  
公開発表会後に、審査委員会を開催する。
- (3) 公開発表会に先立ち、学内にその予定を通知する。

### 5. 学位論文の合否審議について

- (1) 公開発表会の結果を受け、医療科学研究科委員会において審議する。
- (2) 審議において票決を要するときは無記名投票により行い、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

研究科長	指導教員

年 月 日

藤田医科大学長 様

## 学位論文審査申請書

この度、私は藤田医科大学学位規程第13条第1項により学位論文の審査を受けたいので、学位論文を提出いたします。

医療科学専攻（修士）	分野
学籍番号	氏名 印
学位論文	和文名
	英文名
指導教員名	
申請する学位 (該当する番号に○)	修士（医療科学）

藤田医科大学大学院医療科学研究科

## 学位論文審査及び最終試験委員候補者名簿

年 月 日

医療科学研究科委員会 殿

修士課程 ・ 博士後期課程

領 域 \_\_\_\_\_

分 野 \_\_\_\_\_

指導教員 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、論文審査及び最終試験委員を推薦します。

領域	分野
学籍番号	氏名
学 位 論 文	和文名
	英文名
論文審査及び 最終試験委員	主査
	副査
	副査

藤田医科大学大学院医療科学研究科

学位論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

医療科学研究科委員会 殿

審査委員  
主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、論文審査及び最終試験の結果を報告します。

記

修士課程・博士後期課程 領域 \_\_\_\_\_ 分野 \_\_\_\_\_  
・ ・ 該当する課程名だけ残すこと。  
学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

学位の名称：修士（医療科学） ・ 博士（医療科学） ・ ・ 該当する学位名だけ残すこと。

論文題目：和文 ・ ・ 副題を付ける場合は「—（長棒線）」で前後をはさむこと。

英文 ・ ・ 副題は「:（コロン）」で区分すること。

【論文審査の要旨】

評価基準にそって論文を審査した経緯と結果の要旨を具体的に記入する。

【最終試験結果の要旨】

提出された学位論文に関する口頭試問の内容と結果を記入する。

必要時には論文の再提出を求め、指摘された修正事項が修正されているかを記述する。

学位論文として認められる論文であったかを最後に必ず記入すること。

医学研究倫理審査委員会（承認番号： \_\_\_\_\_）、組換え DNA 実験安全委員会（承認番号： \_\_\_\_\_）

動物実験委員会（承認番号 \_\_\_\_\_）など記載・・・該当しない場合は削除すること。その他、他大学、組織の関係委員会等の場合は、適宜、大学、組織、委員会名に書き換え、承認番号も明記すること。

藤田医科大学大学院医療科学研究科

## 年度 大学院医療科学研究科 授業科目 履修変更届

(※履修変更届の場合には、変更する授業科目名に※印をつけてください)

科目	授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	学期 (前期・後期・通年)
共通科目						
主とする専攻分野 及びその他の専攻科目 に関する科目						
履修総単位数		指導教員承認				
領域・分野	学籍番号	氏名				

藤田医科大学大学院医療科学研究科

## 年度 大学院医療科学研究科 履修科目申告票

(前期・後期・通年) ※該当箇所に○を付ける。

1. 医療科学専攻 (修士)	学年	学籍番号	氏名
2. 医療科学専攻 (博士後期)			
領域・分野		指導教員	

授業科目	単位	曜日・時限
科目担当教員		

### 出欠状況

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/							

学 長

研究科長	指導教員

年 月 日

## 授業料減額制度適用申請書

藤田医科大学長 様

大学院医療科学研究科 医療科学専攻 ( 課程)  
領域 分野 学年

年度入学

(学籍番号) <sup>ふりがな</sup> 氏 名 ⑩

年 月 日生

このたび、藤田医科大学大学院医療科学研究科学費等減免規程の以下条文に基づき制度の適用を申請いたします。なお、第5条第3項に該当する事由が発生した場合には、速やかに申告することを誓約いたします。

### 記

1. 適用開始希望年度 年度

- 学費等減免規程第4条 (学位論文を提出できなかった者に対する授業料の減額)
  - 学費等減免規程第5条 (博士後期課程の学生に対する授業料の減額)
  - 学費等減免規程第6条 (修士課程の学生に対する授業料の減額)
- (※該当する項目にチェックすること)

以上

(研究科委員会審議日 年 月 日)

学 長

研究科長	指導教員

年 月 日

藤田医科大学長 様

## 長期履修学生制度適用申請書

下記のとおり、藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程第3条に基づき、長期履修学生制度の適用を申請いたします。

1. 医療科学専攻(修士課程) _____ 領域 _____ 分野			
2. 医療科学専攻(博士後期課程) _____ 領域 _____ 分野 (どちらかに○)			
学籍番号(受験番号)		氏名	
		印	
入学年月日	年 月 日	長期履修期間	年
適用開始日	年 月 日	修了予定年月	年 月
申請理由：			
履修計画：(各年度ごとに履修計画を記入)			

学 長

研究科長	指導教員

年 月 日

藤田医科大学長 様

## 長期履修期間変更申請書

下記のとおり、藤田医科大学大学院医療科学研究科長期履修学生制度規程第6条に基づき、長期履修学生制度の適用の変更を申請いたします。

1. 医療科学専攻(修士課程) _____ 領域 _____ 分野	
2. 医療科学専攻(博士後期課程) _____ 領域 _____ 分野 (どちらかに○)	
学籍番号	氏名  印
入学年月日	年 月 日
変更前	年 月 日から 年 月まで ( 年間)
変更後	年 月 日から 年 月まで ( 年間)
変更理由：	
履修計画：(各年度ごとに履修計画を記入)	



# 履 歴 書

報 告 番 号	※ 第 号		
ふ り が な 氏 名			男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生		
本 籍			
現 住 所			
学 歴			
年 月 日	大学	学 部	入 学
年 月 日		学 科	卒 業 ・ 中 退
年 月 日	大学大学院 修士課程		入 学
年 月 日	研究科	学 専攻	修 了 ・ 中 退
年 月 日	大学大学院 博士後期課程		入 学
年 月 日	研究科	学 専攻	修 了 ・ 中 退
研 究 歴			
年 月 日			
年 月 日			
職 歴			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

研究科長	指導教員

年 月 日

藤田医科大学長 殿

### 学位論文審査申請書

この度、私は藤田医科大学学位規程第13条第1項により学位論文の審査を受けたいので、学位論文を提出いたします。

医療科学専攻（博士後期）	分野
学籍番号	氏名 印
学位論文	和文名
	英文名
指導教員名	
申請する学位	博士（医療科学）

藤田医科大学大学院医療科学研究科

## 大学院医療科学研究科 研究指導計画書

専攻課程 医療科学（修士・博士後期） 所属領域・分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 学生氏名 \_\_\_\_\_ (印)

指導教員名 \_\_\_\_\_ (印)

<b>提出年度</b>	
<b>研究題目</b>	

<b>修了時までの主な研究計画</b>	
<b>該当年次の研究計画</b>	
<b>学生記入</b>	
<b>指導教員記入</b>	

※本計画書は学生と指導教員が十分な打合せの上、毎年4月末（入学年度については7月末）までに医療科学教学課へ提出してください。指導教員、学生はそれぞれ写しを保管してください。

※年度末に研究実績報告書（別紙）を作成し、進捗状況により次年度以降の計画の見直しを行ってください。

## 大学院医療科学研究科 研究実績報告書

専攻課程 医療科学（修士） 所属領域・分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 学生氏名 \_\_\_\_\_ (印)

指導教員名 \_\_\_\_\_ (印)

報告年度	
研究題目	

研究 成果 概要	
論 文	
(学 会 発 表 ・ 特 許 他) そ の 他	

学 習 成 果 の 評 価	学修の進行状況を 0 から 10 で、指導教員と協議し自己評価してください。										
	1) コースワークの修得										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	2) 課題や問題点の探索										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	3) 先行研究の理解										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4) 研究方法の立案と実施											
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
5) 一貫した論理展開											
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
6) 研究または高度な専門職遂行											
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

※本実績報告書は学生と指導教員が十分な打合せの上、毎年4月末まで（最終学年分については学位論文提出時）に医療科学教学課へ提出してください。指導教員、学生はそれぞれ写しを保管してください。

## 大学院医療科学研究科 研究実績報告書

専攻課程 医療科学（博士後期） 所属領域・分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 学生氏名 \_\_\_\_\_ (印)

指導教員名 \_\_\_\_\_ (印)

報告年度	
研究題目	

研究成果概要	
論文	
(学会発表・特許他) その他	

学 習 成 果 の 評 価	学修の進行状況を 0 から 10 で、指導教員と協議し自己評価してください。										
	1) コースワークの修得										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	2) 先行研究の分析と問題提起										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3) 問題解決に向けての解析分析方法の選択と実行											
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
4) 専門性を高める発見や技法、理論の提案											
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

※本実績報告書は学生と指導教員が十分な打合せの上、毎年4月末まで（最終学年分については学位論文提出時）に医療科学教学課へ提出してください。指導教員、学生はそれぞれ写しを保管してください。

提出月日： 年 月 日

## 医療科学セミナー 出席認定・振替認定 申請書

藤田医科大学大学院医療科学研究科

領 域： \_\_\_\_\_ 専攻分野： \_\_\_\_\_  
 学籍番号： \_\_\_\_\_ 氏 名： \_\_\_\_\_

### 受講した講演会

( 医療科学セミナーの動画閲覧 ・ 学内セミナー ・ 学外セミナー )

講演会名： \_\_\_\_\_  
 開催日時： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 曜日 ) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 開催場所： \_\_\_\_\_  
 講演者： \_\_\_\_\_  
 テーマ： \_\_\_\_\_

### 要 旨

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 曜日 ) 分のセミナーを

- ( ) 動画閲覧による出席として認める
- ( ) 上記学内外セミナー等を当該授業1コマ分の振替として認める

医療科学セミナー担当者

氏名： \_\_\_\_\_ 小林 茂 樹 \_\_\_\_\_ 印

履修要領3. 5) (5) (6)で授業と定めたセミナーの動画閲覧による出席認定、またはセミナー以外の学術集会への参加をセミナー授業1コマ分への振替認定を申請する場合は、当該書類に講演要旨と必要事項を記入の上、動画閲覧後またはセミナー等参加後2週間以内に医療科学教学課へ提出すること。(注) セミナーの動画閲覧での出席認定と学外セミナー等からセミナー授業への振替認定は社会人大学院生に限る。

学長

研究科長	副研究科長	領域長	事務局	指導教員

## 転学願書

年 月 日

藤田医科大学大学長 様

大学院医療科学研究科 修士課程・博士後期課程

領域 \_\_\_\_\_

分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

この度、別紙理由書のとおり、転学の申請をいたします。宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

転学希望大学院 \_\_\_\_\_

転学希望専攻分野 \_\_\_\_\_

転学希望指導教員 \_\_\_\_\_

注：必ず理由書（書式は任意とする）を添付すること。

学長	研究科長	副研究科長	領域長	事務局	新指導教員	現指導教員

**転専攻分野**  
**願書**  
**転指導教員**

年 月 日

藤田医科大学長 様

大学院医療科学研究科 修士課程・博士後期課程

領域 \_\_\_\_\_

分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

この度、別紙理由書のとおり、  
 転専攻分野 \_\_\_\_\_ の申請をいたします。  
 転指導教員 \_\_\_\_\_

宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

現専攻分野 \_\_\_\_\_

現指導教員 \_\_\_\_\_

新専攻分野 \_\_\_\_\_

新指導教員 \_\_\_\_\_

- 注： 1. 必ず理由書（書式は任意とする）を添付すること。  
 2. 標題については、該当箇所を○で囲むこと。

年 月 日

# 書き方参考資料

## 転指導教員理由書

藤田医科大学長 様

医療科学研究科  
修士課程・博士後期課程  
領 域  
分 野  
学籍番号  
氏 名

内容的には、変更理由・転指導教員で研究を希望する目的等を書き記して下さい  
されば結構です。

以上の理由により指導教員の変更をお願い致します。

年 月 日

## 医療科学研究科科目等履修生入学願書

藤田医科大学長 様

学校又は勤務先名			
学部・学科・学年	学部	学科	学年
又は勤務先部局名			
氏 <small>ふ り が な</small> 名			印
生 年 月 日	年	月	日生
現住所（〒 — ）			
電話 — —			

履修希望理由：

.....

.....

.....

このたび科目等履修生として下記の科目を履修したいので、ご許可願います。

記

領域名	年度	履修科目名	前期 後期	単位数	担当教員名
合計	科目	単位	単位の授与 ( 必要 ・ 不要 ) 学科目試験 ( 受ける ・ 受けない )		

添付書類：①最終学校卒業証明書 ②履歴書（本学所定の用紙）※いずれも新規のみ

学納金納入日 ( / )			計
検定料 (1万)	登録料 (1万)	受講料 (1単位×2万)	万円

承認	学長	研究科長	事務局	受付



## 本籍地変更届

年 月 日

藤田医科大学長 様

大学院医療科学研究科 修士課程・博士後期課程  
領域・分野 学年

年度入学

(学籍番号 ) 氏 名

年 月 日生

このたび下記のとおり本籍地を変更しましたので、戸籍抄本を添えて所定の届を提出いたします。

記

旧 本 籍 県

新 本 籍 県

〔注〕戸籍抄本は1通提出すること。

研究科長	

## 保証人変更届

領域長	事務局	指導教授

年 月 日

藤田医科大学長 様

大学院医療科学研究科 領域 学年

年度入学 専攻

(学籍番号 ) 氏 名 ㊟

保証人氏名 ㊟

新保証人氏名 ㊟

このたび保証人を下記のとおり変更しましたので、新保証人連署のうえ、所定の届を提出いたします。

記

変更の理由

ふりがな  
新保証人 氏名 年 月 日生

本人との続柄

本 籍 地 都・道・府・県

都道府県のみ記入してください。

現 住 所 (〒 - )

電 話

研究科長

--	--

## 保証人住所変更届

領域長 事務局 指導教員

--	--	--

年 月 日

藤田医科大学長 様

大学院医療科学研究科 領域 学年

年度入学

(学籍番号 ) 氏 名 ㊟

保証人氏名 ㊟

このたび下記のとおり保証人が住所を変更しましたので、保証人連署のうえ、所定の届を提出いたします。

記

ふりがな  
保証人氏名

旧 住 所 (〒 - )

新 住 所 (〒 - )

電 話